

【表紙】

| | |
|------------|------------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成26年6月20日提出 |
| 【計算期間】 | 第11特定期間（自 平成25年9月26日 至 平成26年3月25日） |
| 【ファンド名】 | H S B C ブラジル債券オープン（毎月決算型） |
| 【発行者名】 | H S B C 投信株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役 松田 庄平 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区日本橋三丁目11番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 村中 広司 |
| 【連絡場所】 | 東京都中央区日本橋三丁目11番1号 |
| 【電話番号】 | 代表（03）3548-5690 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、「H S B C ブラジル債券マザーファンド」^{*1}への投資を通じて、主にブラジル連邦共和国^{*2}の債券等に投資することにより、安定したインカムゲインの確保とともに、信託財産の中長期的な成長を目指します。

*1 以下、「マザーファンド」といいます。 *2 以下、「ブラジル」といいます。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、「追加型投信 / 海外 / 債券」^{*}に属します。

* 一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

当ファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

| 〔商品分類〕 | | | 〔属性区分〕 | | | | |
|------------|--------|---------------|--|---|--|---------------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 単位型 追加型 | 国内 | 株式 債券 | 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 | グローバル | ファミリー ファンド | あり |
| | 海外 | 不動産投信 | 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 | 年2回 | 日本 北米 欧州 | | |
| | 内外 | その他資産 資産複合 | 不動産投信 その他資産(投資信託証券(債券)) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型 | 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 | アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング | ファンド・オブ・ファンズ | なし |

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

〔商品分類〕

1) 単位型投信・追加型投信の区分

「追加型」は、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

2) 投資対象地域による区分

「海外」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

3) 投資対象資産による区分

「債券」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

〔属性区分〕

1) 投資対象資産による属性区分

「その他資産（投資信託証券（債券）」は、投資対象資産による区分がその他資産（投資信託証券）で、親投資信託への投資を通じて債券に実質的に投資するものをいいます。このため、上記〔商品分類〕の「3）投資対象資産による区分」では、収益の源泉である「債券」と記載しております。

2）決算頻度による属性区分

「年12回（毎月）」は、目論見書または約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

3）投資対象地域による属性区分

「中南米」は、目論見書または約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

4）投資形態による属性区分

「ファミリーファンド」は、目論見書または約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズ）にのみ投資されるものを除きます。）を投資対象とするものをいいます。

5）為替ヘッジによる属性区分

「為替ヘッジなし」は、目論見書又は約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

商品分類および属性区分の定義は、当ファンドに該当するものについてのみを記載しています。詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

信託金の限度額

信託金の限度額は、1兆円としますが、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1）ブラジルの現地通貨建債券等に投資します。

- ・主にブラジルの政府、政府機関もしくは企業等が発行する現地通貨建債券に実質的に投資します。

ブラジル政府が発行する現地通貨建債券（ブラジルレアル建国債）として、NTN - F（固定利付国債）、LTN（割引国債）などがあります。

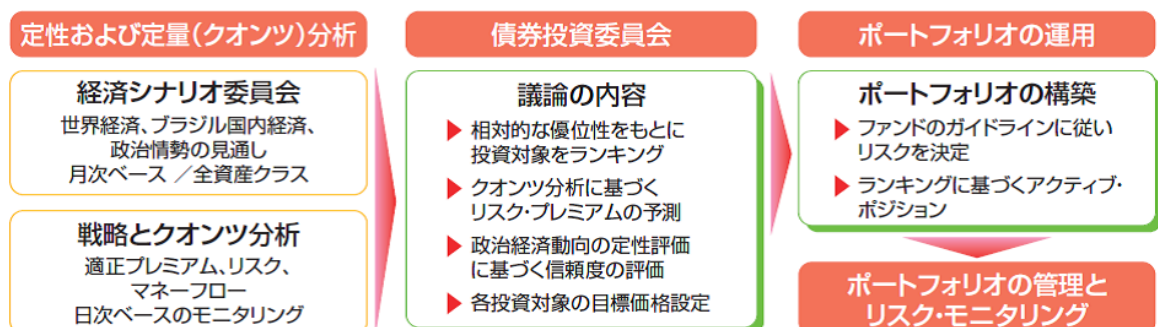
- ・現地通貨建以外の債券等にも投資を行うことがあります。
- ・実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

2）H S B C バンク ブラジル エス エイ - Banco Múltiploが運用を行います。

- ・運用委託契約に基づいて、H S B C バンク ブラジル エス エイ - Banco Múltiploに、マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

・投資プロセス



- ・H S B C グローバル・アセット・マネジメントに加え、H S B C グループ内の情報ソースを活用します。

H S B C グループおよび H S B C グローバル・アセット・マネジメント

H S B C グループの持株会社である H S B C ホールディングス plc は、英国・ロンドンに本部を置いています。H S B C グループは、ヨーロッパ、アジア・太平洋、南北アメリカ、中東、アフリカにまたがる75の国と地域に6,300を超える拠点を擁し、その歴史は1865年の創業に遡る、世界有数の金融グループです。

H S B C グローバル・アセット・マネジメントは、H S B C グループに属する資産運用部門の総称です。ロンドン、パリ、ニューヨーク、サンパウロ、香港、シンガポール、ムンバイ（ボンベイ）、東京等、世界約30の国と地域に拠点を有しています。H S B C 投信株式会社は、H S B C グローバル・アセット・マネジメントの一員です。

上記は本書提出日現在知りうる情報であり、今後変更になることがあります。

3) 年12回の決算時に、分配方針に基づき、分配を行います。

・決算日は、毎月25日（休業日の場合は翌営業日）です。

イメージ図



(注) 上記は、将来の分配金の金額について示唆・保証するものではなく、分配を行わない場合もあります。

(参考情報)

ブラジルの概要

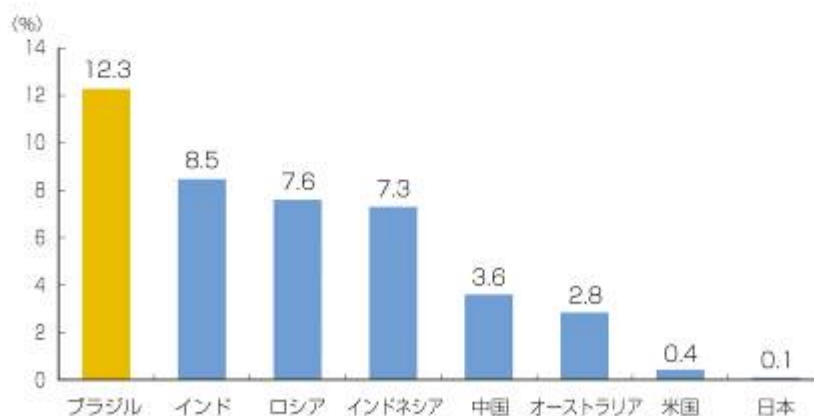


出所: 外務省、世界銀行、国連World Population Prospects: The 2012 RevisionのデータをもとにHSBC投信が作成

高い金利水準

▶ ブラジルの金利水準は先進国や他の新興国と比較して、相対的に高くなっています。

2年物国債の利回り比較(2014年3月末)



出所: ブルームバーグのデータをもとにHSBC投信が作成

※データ等は過去の実績あるいは予想を示したものであり、将来の成果を示唆、あるいは保証するものではありません。

信用力の向上

▶ ブラジルは2007年に純債権国に転じて以来、その地位を保っています。

対外純債権・債務(GDP比)の推移(1998年~2013年)



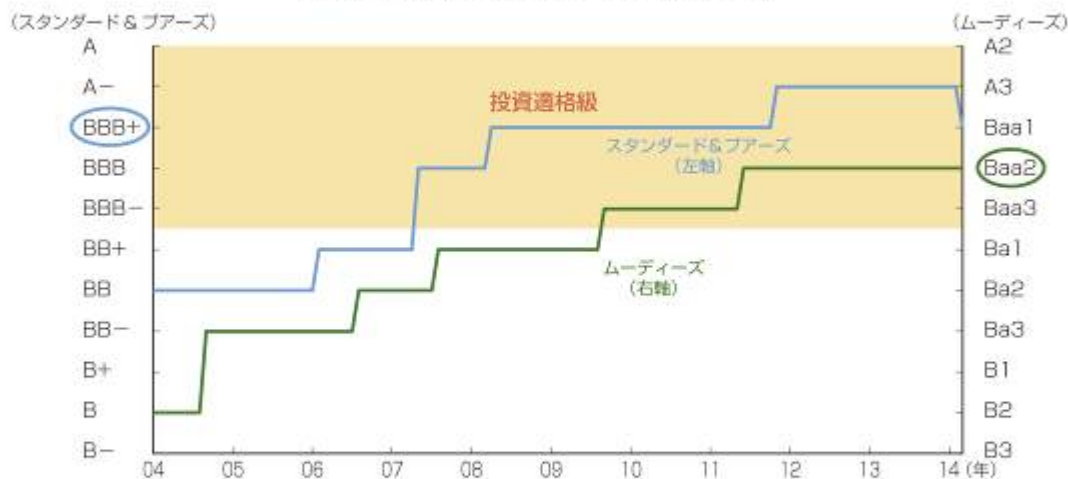
* 対外純債務: 対外資産(株式や不動産など政府や企業などが海外に保有する資産)から対外債務(海外に対する債務)を引いたもの。純債権国とは国の対外資産が対外債務を上回っていることを言います。

* 公的部門と民間部門の合計

出所: ブラジル中央銀行のデータをもとにHSBC投信が作成

▶ ブラジル国債の格付は投資適格の水準まで引き上げられています。

格付の推移(2004年1月末~2014年3月末)



* スタンダード&プアーズ、ムーディーズの現地通貨建て長期債格付を使用

出所: ブルームバーグのデータをもとにHSBC投信が作成

※データ等は過去の実績あるいは予想を示したものであり、将来の成果を示唆、あるいは保証するものではありません。

成長軌道に乗ったブラジル経済

- ▶ ブラジルは1980年代から1990年代の債務危機、通貨危機を乗り越え、近年めざましい経済成長を遂げています。
- ▶ 2003年のブラジルの経済規模は世界第13位でしたが、2013年には世界第7位となっています。

経済規模とインフレ率の推移
(1980年～2013年)



※ 経済規模は名目GDP、インフレ率は拡大消費者物価指数(IPCA)上昇率(前年比)
出所：ブラジル中央銀行、ブルームバーグのデータをもとにHSBC投信が作成

経済規模ランキング

2003年

| 順位 | 国名 | 順位 | 国名 |
|----|------|----|------|
| 1 | 米国 | 6 | 中国 |
| 2 | 日本 | 7 | イタリア |
| 3 | ドイツ | 8 | カナダ |
| 4 | 英国 | ： | ： |
| 5 | フランス | 13 | ブラジル |

2013年

| 順位 | 国名 | 順位 | 国名 |
|----|------|----|------|
| 1 | 米国 | 6 | 英国 |
| 2 | 中国 | 7 | ブラジル |
| 3 | 日本 | 8 | ロシア |
| 4 | ドイツ | 9 | イタリア |
| 5 | フランス | 10 | インド |

※ 経済規模は名目GDP
出所：IMF World Economic Outlook Database(April 2014)のデータをもとにHSBC投信が作成

為替レートの推移

レアルの推移(対円、対米ドル、2004年1月末～2014年3月末)



出所：ブルームバーグのデータをもとにHSBC投信が作成

※データ等は過去の実績あるいは予想を示したものであり、将来の成果を示唆、あるいは保証するものではありません。

(2) 【ファンドの沿革】

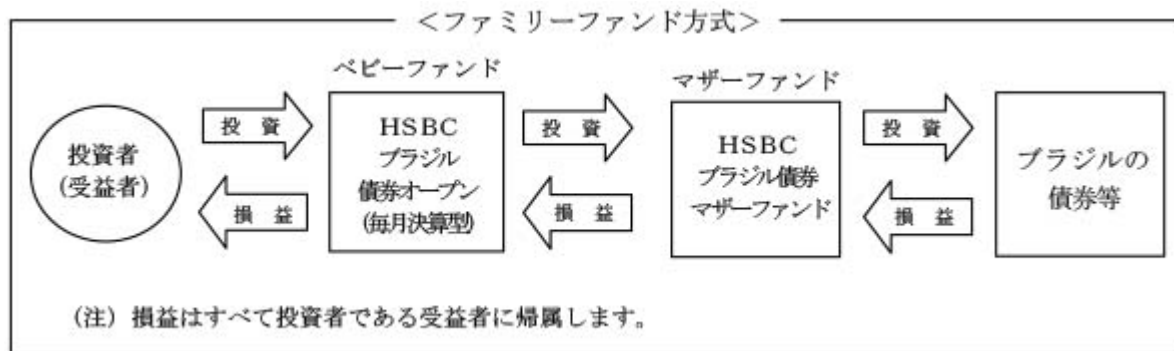
平成20年9月30日 信託契約締結、当ファンドの設定および運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

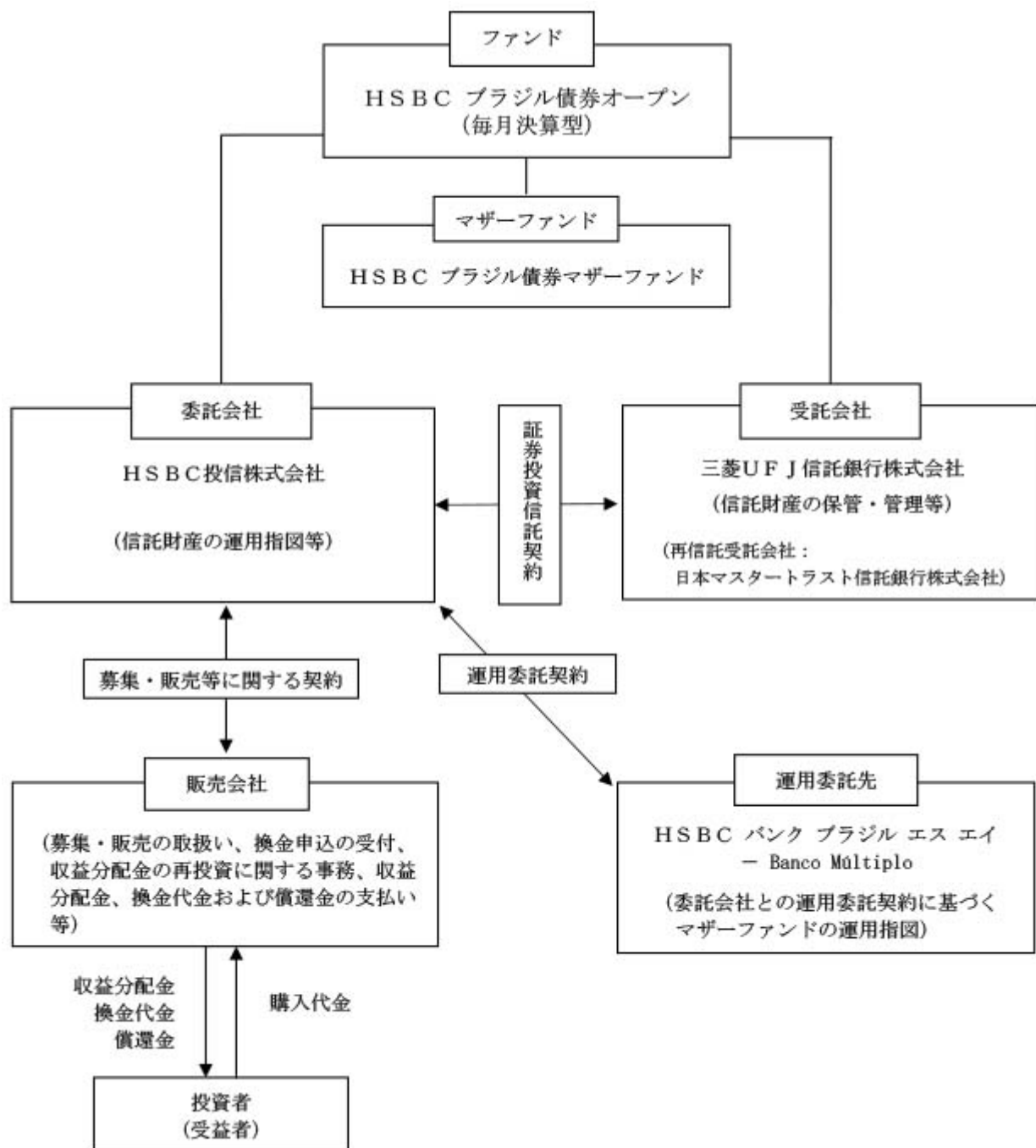
ファンドの仕組み

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者が投資した資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際の投資コストはかかりません。



関係法人の概要



< 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要 >

- 1) 受託会社と委託会社の間では「証券投資信託契約」が締結されており、信託財産の運用方針、信託報酬の総額、募集方法に関する事項等が定められています。
- 2) 販売会社と委託会社の間では「募集・販売等に関する契約」が締結されており、募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金、換金代金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。
- 3) 投資顧問会社と委託会社との間では「運用委託契約」が締結されており、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託にあたっての投資顧問会社の義務、報酬、法令遵守等が定められています。

委託会社の概況

1) 資本金の額（本書提出日現在）：495百万円

2) 会社の沿革

| | |
|-------------|------------------------------|
| 昭和60年 5月27日 | ワードレイ投資顧問株式会社設立 |
| 昭和62年 3月12日 | 投資顧問業の登録 |
| 昭和62年 6月10日 | 投資一任契約に係る業務の認可 |
| 平成 6年 2月17日 | エイチ・エス・ビー・シー投資顧問株式会社に商号変更 |
| 平成10年 4月24日 | エイチ・エス・ビー・シー投信投資顧問株式会社に商号変更 |
| 平成10年 6月16日 | 証券投資信託委託業の認可 |
| 平成15年 3月 1日 | H S B C アセット・マネジメント株式会社に商号変更 |
| 平成17年 4月25日 | H S B C 投信株式会社に商号変更 |
| 平成19年 9月30日 | 金融商品取引業の登録 |

3) 大株主の状況

(本書提出日現在)

| 氏名または名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 所有比率 (%) |
|---|---|--------------|-------------|
| H S B C グローバル・アセット・マネジメント・ホールディングス (パハマ) リミテッド | パハマ連邦 ニュー・プロビデンス州 ナッソー市 ワン・ベイ・ストリート、 センター・オブ・コマース 306 | 2,100 | 100.00 |

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

基本方針

当ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

投資態度

- 1) マザーファンド受益証券への投資を通じて、主にブラジルの政府、政府機関もしくは企業等が発行する現地通貨建債券に投資することにより、安定したインカムゲインの確保とともに、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- 2) マザーファンドの組入れについては原則として高位を保ちますが、投資状況に応じマザーファンドと同様の運用を直接行うことがあります。
- 3) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 4) 信託財産の効率的な運用に資するため、デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）を行うことがあります。

- 5) 償還準備に入った場合、市況動向、大量の追加設定または解約によるファンドの資金事情等によつては、上記の運用が行われないことがあります。

(2) 【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- (a) 有価証券
- (b) デリバティブ取引に係る権利
- (c) 金銭債権
- (d) 約束手形

- 2) 特定資産以外の資産で、次に掲げる資産

- (a) 為替手形

投資対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として親投資信託であるマザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。) に投資することを指図します。

- 1) 転換社債の転換、新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であつて当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め、以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。) の新株予約権に限ります。) の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。) の新株引受権証券を除きます。)
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1) から7) までの証券または証書の性質を有するもの
- 9) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 10) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 11) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 12) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 13) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 14) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 15) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 16) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 17) 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 18) 外国の者に対する権利で前記17) の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、8)および13)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに8)および13)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを「公社債」といい、9)および10)の証券（投資法人債券（外国投資証券で投資法人債券に類するものを含みます。）を除きます。）を「投資信託証券」といいます。

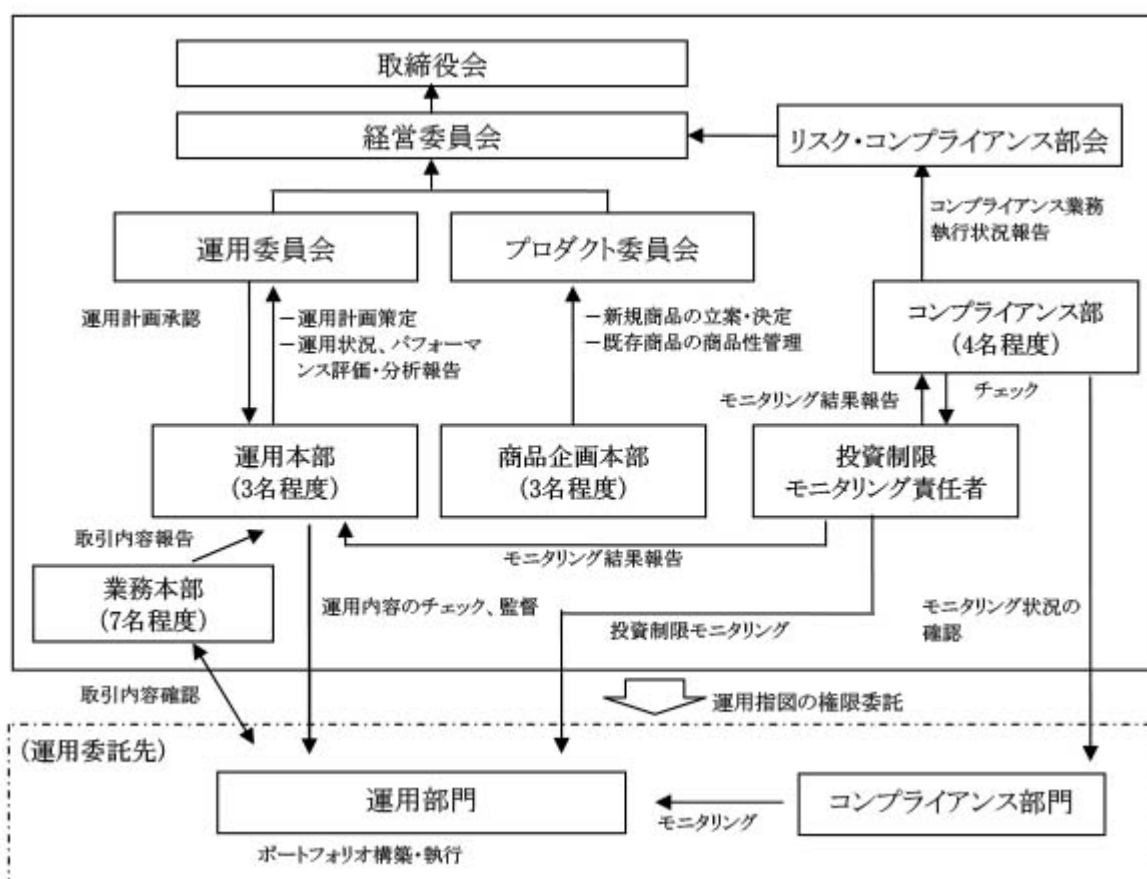
投資対象とする金融商品の運用指図

前記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前記5)の権利の性質を有するもの

当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記1)から6)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】



当ファンドの運用

当ファンドが主要投資対象としているマザーファンドの運用は、委託会社との運用委託契約に基づき、HSBC バンク ブラジル エス エイ - Banco Múltiplo（運用委託先：投資顧問会社）が行います。

当ファンドの運用管理体制

委託会社は以下の通り、運用委託先の運用状況を監視し管理します。

運用委託先運用部門で執行する取引内容は、業務本部が確認し、運用本部へ報告します。

運用本部は、業務本部からの取引報告をもとに運用委託先運用部門が行う運用内容のチェックおよび監督を行います。

投資制限モニタリング責任者は、委託会社のシステムを通じ、当ファンドの運用方針どおりの運用を適正に行っているかを日々モニタリングします。

コンプライアンス部は、投資制限モニタリング責任者からモニタリング結果の報告を受け、チェックを行います。また運用委託先コンプライアンス部門のモニタリング状況を確認します。

なお運用委託先において、運用部門が適正な運用を行っているかを、運用委託先コンプライアンス部門がモニタリングしています。

運用体制の監督機関

・運用委員会

ファンド運営上の諸方針の立案・決定を行います。

・プロダクト委員会

新ファンドの立案・決定、既存ファンドの商品性管理を行います。

・リスク・コンプライアンス部会

ファンド運営上のリスクマネジメント、コンプライアンス、法令遵守体制等のチェックを行います。

・経営委員会

上記委員会・部会の上部機関として、ファンド運営体制を経営の立場から監督します。

受託会社に対する管理体制

信託財産の管理業務に対する正確性、適切性などに関して、定期的に内部統制に関する報告書を受領します。

ファンドの運用に関しては、以下のような原則にいたします。

（法令等の遵守）

運用業務の遂行にあたっては、金融商品取引業者の業務の公共性を自覚し、金融商品取引法および関連法令、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会等で定める諸規則およびガイドライン等を遵守しなければならない。

（秘密の厳守）

運用業務に携わる者は職務上知りえた顧客の取引、財産の状況等、もしくは、株価に影響を与えると考えられる法人関係情報等は十分な注意をもって取り扱い、秘密に関する事項を漏洩してはならない。なお、営業部門等社内の他部門の役職員に対し、業務上必要とされる場合を除き、不必要な情報の提供を行ってはならない。

（忠実義務）

運用業務に携わる者は、顧客資産の保全、増大を第一の目標とし、その目的の達成のために、情報の収集、投資判断、正確かつ迅速な業務遂行に最善を尽くさなければならない。利益相反の可能性はこれを極力排除する。

（最良執行方針）

運用業務の遂行にあたっては、投資者にとり最良の取引条件で注文を執行しなければならない。運用業務に携わる者は最良執行義務を負い、価格のみならず、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行しなければならない。

（善管注意義務）

運用業務の遂行にあたっては、善良なる管理者の注意をもって資産の適正な分別管理を行い、業務を遂行しなければならない。また、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、財務リスク、カントリーリスク、決済リスク、オペレーショナルリスク等に配慮しこれを行わなければならない。

（運用計画の策定および実行）

運用業務の遂行にあたっては、運用計画を策定し、適宜これを見直さなければならない。運用計画はこれを運用委員会で協議し、承認を受けなければならない。

運用体制等は本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

年12回の決算時（毎月25日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- 1）分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- 2）分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
- 3）留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（注）将来の分配金について保証するものではなく、分配を行わない場合もあります。

収益の分配方式

- 1）信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - (a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、その他諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - (b) 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、その他諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2）毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の交付

「一般コース」の収益分配金は、税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して5営業日までに販売会社で支払いを開始します。受益者が支払い開始日から5年間支払の請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」の収益分配金は、原則として販売会社が税金を差し引いた後、受益者に代わって決算日の基準価額で再投資します。なお、収益分配金の再投資については、無手数料でこれを行います。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。）にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」の場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

< 収益分配金に関する留意事項 >

- ▶ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

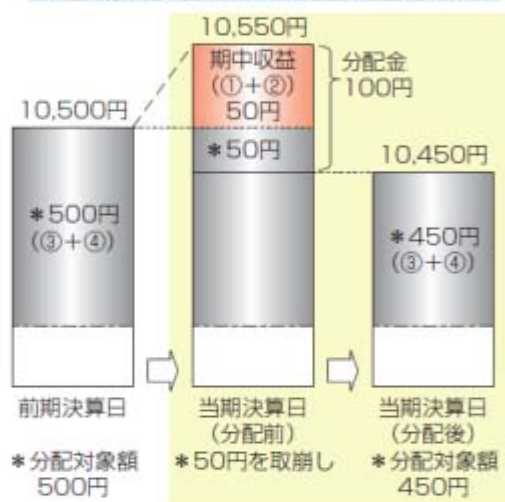
投資信託で分配金が支払われるイメージ



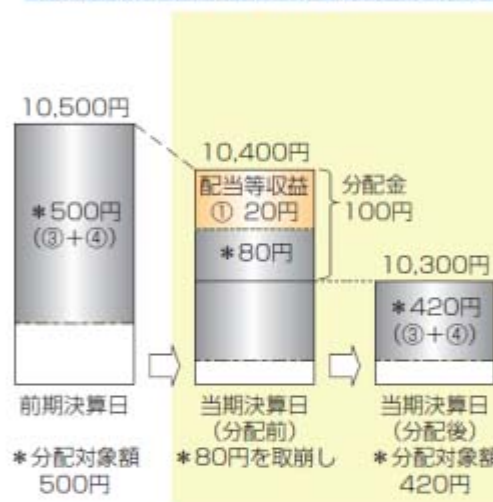
- ▶ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）



（前期決算日から基準価額が下落した場合）

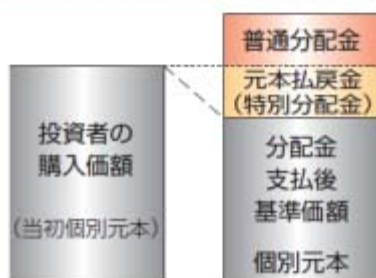


（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- ▶ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は、非課税扱いとなります。

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：当初個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：当初個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少（特別分配金）します。

（５）【投資制限】

当ファンドの約款に定める投資制限は以下のとおりです。

- 1) 株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使等により取得したものに限るものとし、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

3) 投資する株式等の範囲

- (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (b) 前記(a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

4) 同一銘柄の株式等への投資制限

- (a) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。
- (c) 前記(a)および(b)までにおいて信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。(後記5)および12)の(b)において同じ。)

5) 投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

6) 先物取引等の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

7) スワップ取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間(信託契約締結日から、信託終了日または信託契約解約の日までをいいます。以下同じ。)を超えない

ものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとし、
- (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとし、

8) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- (c) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとし、
- (d) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとし、

前記「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

前記「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

前記「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

9) 有価証券の貸付の指図および範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次のイ．およびロ．の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとし、

ロ．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(b) 前記(a)のイ．およびロ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

10) 公社債の空売り

委託会社は、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができないものとします。

11) 公社債の借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) 前記(a)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) 前記(a)の借入れに係る品借料は信託財産から支払います。

12) 外国為替予約の指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(b) 前記(a)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(c) 前記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

13) 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

14) 再投資の指図

委託会社は、前記13)の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

15) 資金の借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の入金日までの間、または受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金の入金日までの間、もしくは受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期

間が5営業日以内である場合の当該期間とします。資金借入額は有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。

(c) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産から支払います。

16) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限は以下のとおりです。

1) 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式の議決権数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式の議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

2) デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

(参考) マザーファンド(H S B C ブラジル債券マザーファンド)の投資方針

(1) 運用の基本方針

基本方針

信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

投資態度

- 1) 主としてブラジルの政府、政府機関もしくは企業等が発行する現地通貨建債券に投資することにより、安定したインカムゲインの確保とともに、信託財産の中長期的な成長を目指します。また、現地通貨建以外の債券等にも投資を行うことがあります。
- 2) 外貨建資産については、原則として円に対する為替ヘッジを行いません。
- 3) 信託財産の効率的な運用に資するため、デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。)を行うことがあります。
- 4) 運用委託契約に基づいて、H S B C バンク ブラジル エス エイ - Banco Múltiploに運用の指図に関する権限を委託します。
- 5) 償還準備に入った場合、市況動向、大量の追加設定または解約によるファンドの資金事情等によっては、上記の運用が行われなことがあるとあります。

(2) 投資対象

投資対象とする資産の種類

- 1) 次に掲げる特定資産
 - (a) 有価証券
 - (b) デリバティブ取引に係る権利
 - (c) 金銭債権
 - (d) 約束手形
- 2) 特定資産以外の資産で、次に掲げる資産

(a) 為替手形

投資対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社（運用についての投資に関する権限の委託を受けた投資顧問会社を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 転換社債の転換、転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1)から7)までの証券または証書の性質を有するもの
- 9) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 10) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 11) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 12) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 13) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 14) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 15) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 16) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 17) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 18) 外国の者に対する権利で前記17)の有価証券の性質を有するもの
なお、1)の証券または証書、8)および13)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに8)および13)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを「公社債」といい、9)および10)の証券（投資法人債券（外国投資証券で投資法人債券に類するものを含みます。）を除きます。）を「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品の運用指図

前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前記5)の権利の性質を有するもの
設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記1)から6)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 主な投資制限

- 1) 株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使等により取得したものに限るものとし、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 2) 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- 3) 同一銘柄の株式等への投資制限
 - (a) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。
 - (b) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。
- 4) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 5) 公社債の空売りは行わないものとします。
- 6) 先物取引等の運用指図
 - (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 - (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 7) スワップ取引の運用指図
 - (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
 - (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 8) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図
 - (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - (b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
 - (c) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - (d) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 9) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 10) 公社債の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - (b) 前記(a)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - (d) 前記(a)の借入れに係る品借料は信託財産から支払います。
- 11) 外国為替予約の指図および範囲
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - (b) 前記(a)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - (c) 前記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

投資信託は元本保証のない金融商品です。また、投資信託は預貯金とは異なることにご注意ください。当ファンドは、主に値動きのある外国の有価証券を実質的な投資対象としますので、組入有価証券の価格変動あるいは外国為替の相場変動次第では、当ファンドの基準価額が下落し、投資者の皆さまの投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。ご購入に際しては、当ファンドの内容およびリスクを十分ご理解のうえご検討いただきますようお願いいたします。

当ファンド（マザーファンドを含みます。）の主なリスクおよび留意点は以下のとおりです。

基準価額の変動リスク

1) 金利変動リスク

債券価格は、市場金利の変動等の影響を受けます。一般的に、金利が低下すると債券価格は上昇します。逆に金利が上昇すると債券価格は下落し、基準価額が下落する要因となります。なお、その価格変動は、債券の種類、償還までの残存期間、発行条件等により異なります。

2) 信用リスク

債券価格は、発行体の信用力の影響を受けます。債券等への投資を行う場合には、発行体のデフォルト（債務不履行）により投資資金が回収できなくなることや支払遅延等が発生する場合があります。また、短期金融商品についても、債務不履行が発生した場合または予測される場合には価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

3) 為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利変動、政治・経済情勢、為替市場の需給、その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

4) 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買

できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、基準価額が影響を受けることがあります。

5) カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引、外貨取引等に関する規制の変更や新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難になることがあります。

新興国市場は、一般的に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さく流動性が低いことなどから、上記の各リスクが大きくなる傾向があります。また、企業情報の開示制度や決済制度などのインフラストラクチャーが未発達なことなどから、正確な情報に基づいた投資判断ができない可能性もあります。これにより当ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

6) 投資対象国における税制変更にかかるリスク

ブラジル国内の有価証券投資については、非居住者に対して金融取引税^{*}が課されることがあり、新規資金流入に伴うブラジル国内の有価証券投資に金融取引税が課される場合には、当該金融取引税を既存の全投資者が当ファンドを通じて間接的に負担すること（信託財産の減少）になります。将来その税率が変更されたり、当該関係法令が改正された場合には、基準価額が影響を受ける可能性があります。

* 金融取引税とは、日本を含む海外の投資者がブラジル国内のブラジルリアル建ての債券や株式を購入するために、外貨（日本円、米ドル等）からブラジルリアルに交換する際の為替取引等に対して課される税金のことです。

7) 換金資金の流出に伴うリスク

短期間に大量の換金申込があった場合には、換金資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。

デリバティブ取引のリスク

当ファンドはデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間に相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスクなど様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることもありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

その他の留意点

1) ファンドの購入の申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。

2) ファンドは預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入の投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

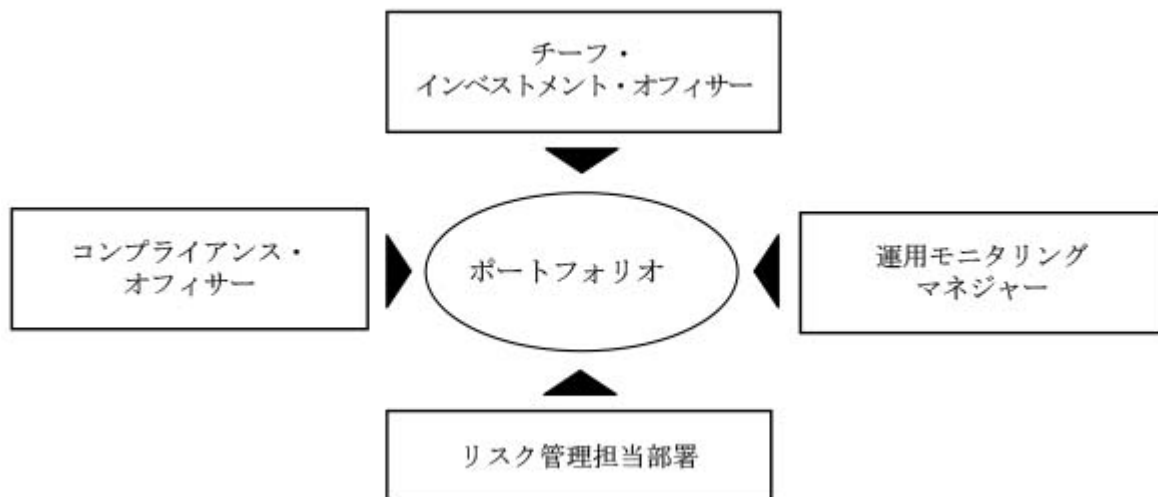
3) 法令・税制・会計方法は、今後変更される可能性があります。

4) 収益分配金、換金代金および償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売（購入代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。

5) 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、他のベビーファンドが当ファンドの投資対象であるマザーファンドに投資する場合、他のベビーファンドにおける資金変動が当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

(2) 運用リスクに対する管理体制



運用リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用モニタリングマネジャー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）において報告・審議され、組織的な対応が行われています。

- ・チーフ・インベストメント・オフィサーは、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。
- ・コンプライアンス・オフィサーは、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。
- ・運用モニタリングマネジャーは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス・オフィサー、リスク管理担当部署にも報告されます。
- ・リスク管理担当部署は、上記のモニタリング結果を含め、運用に係わるリスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理の状況をチーフ・インベストメント・オフィサーや定期的開催されるリスク管理委員会等へ報告しています。

その他、H S B C グループの監査部門による内部監査、監査法人による外部監査も行われており、各部門が法令・諸規則およびガイドラインに則って運営されているかどうかについてチェックされ、業務方法および管理体制、運営全般についての精査が行われています。

運用リスクの管理については、H S B C グローバル・アセット・マネジメントの代表的な管理方法について記載しております。なお、この体制は本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

購入時手数料は、購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.24%（税抜3.00%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

お申込みには、分配金の受取方法により「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があり、「自動けいぞく投資コース」の分配金は、無手数料で再投資されます。

購入代金の支払方法および時期、手数料率、取扱いコースにつきましては、販売会社へお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.30%の率を乗じて得た額

(3) 【信託報酬等】

運用管理費用（信託報酬）の総額

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.674%（税抜年1.55%）の率を乗じて得た金額を費用として計上します。

信託報酬の支払い

上記の信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うものとします。

信託報酬の実質的な配分（税抜）は次のとおりです。

| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 計 |
|--------|--------|--------|--------|
| 年0.80% | 年0.70% | 年0.05% | 年1.55% |

委託会社の報酬には、H S B C バンク ブラジル エス エイ - Banco Múltiploへのマザーファンドの運用委託契約に基づく投資顧問報酬が含まれています。

(4) 【その他の手数料等】

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。ただし、これらに限定されるものではありません。当該費用の上限額については、運用状況等により変動するため、表記できません。

有価証券売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用

外貨建資産の保管費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

信託財産に関する租税（ブラジルにおける金融取引税（注）を含みます。）、信託事務の処理に要する費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息

（注）ブラジル国内の有価証券投資については、非居住者に対して金融取引税が課されることがあります。なお、ブラジルにおいて当該関係法令が改正された場合には、この取扱いが変更されることがあります。

その他諸費用

- 1) 投資信託振替制度に係る手数料および費用
- 2) 有価証券届出書、有価証券報告書、臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
- 3) 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- 4) 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
- 5) 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
- 6) 当ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- 7) 当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、前記記載のその他諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払いを信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受けるとき、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額を受けるとき、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支払いを受けることもできます。その他諸費用

の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産に計上され、毎年3月および9月に到来する計算期末または信託終了のとき当該諸費用に係る消費税等相当額とともに信託財産から支払います。

委託会社は、その他諸費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額に年率0.20%を乗じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支払いを受けるものとします。委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかるその他諸費用の年率を見直し、年率0.20%を上限としてこれを変更することができます。

なお、前記～に記載する費用等は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ、委託会社の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

投資者が支払う手数料等の費用総額については、投資者のファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。

なお、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで購入する場合はコース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「収益分配金について」をご参照ください。）

収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いになる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、a)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、b)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

個人の受益者に対する課税

- 1) 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、平成49年12月31日まで20.315%（所得税^{*}15.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）または申告分離課税を選択することもできます。

- 2) 換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費（購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得とみなされて課税され、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その場合、平成49年12月31日まで20.315%（所得税^{*}15.315%および地方税5%）の税率となります。
- 3) 換金時および償還時の損失については、確定申告することにより、他の株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得と損益通算することができ、控除しきれない損失がある場合は、翌年以降3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、換金時および償還時の差益については、他の株式等の譲渡損と相殺することができます。なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度（愛称：「NISA（ニーサ）」）をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度（NISA）の適用対象です。

NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得・譲渡所得が5年間非課税となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。

NISAをご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、平成49年12月31日まで15.315%（所得税^{*}のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。

当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

- * 所得税については、平成49年12月31日まで基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が附加されます。

（注）上記の内容は平成26年4月末現在の情報をもとに記載したものであり、税法等が改正された場合には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は平成26年4月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

H S B C ブラジル債券オープン（毎月決算型）

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|---------------------|------|----------------|-------------|
| 親投資信託受益証券 | - | 64,793,959,595 | 100.02 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | - | 15,920,622 | 0.02 |
| 合計（純資産総額） | - | 64,778,038,973 | 100.00 |

（参考）H S B C ブラジル債券マザーファンド

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計（円） | 投資比率 (%) |
|---------------------|------|----------------|-------------|
| 国債証券 | ブラジル | 60,840,701,618 | 93.55 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | - | 4,196,117,374 | 6.45 |
| 合計（純資産総額） | - | 65,036,818,992 | 100.00 |

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

| 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 (口数) | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|------|---------------|---------------------------|----------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 日本 | 親投資信託 受益証券 | HSBC ブラジル債券 マザーファンド | 43,167,194,934 | 1.5134 | 65,333,512,965 | 1.5010 | 64,793,959,595 | 100.02 |

投資有価証券の種類別投資比率

| 種類 | 投資比率 (%) |
|-----------|----------|
| 親投資信託受益証券 | 100.02 |
| 合計 | 100.02 |

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考情報) HSBC ブラジル債券マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 利率 (%) | 償還 期限 | 投資 比率 (%) |
|----|------|------|-------------------------|-------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------|---------------|-----------------|
| 1 | ブラジル | 国債証券 | LTN 01/01/2016 | 498,900,000 | 3,579.33 | 17,857,289,013 | 3,544.11 | 17,681,604,021 | - | 2016年 1月1日 | 27.19 |
| 2 | ブラジル | 国債証券 | NTN-F 10% 01/01/2017 | 330,797,000 | 4,400.76 | 14,557,607,859 | 4,361.17 | 14,426,649,005 | 10 | 2017年 1月1日 | 22.18 |
| 3 | ブラジル | 国債証券 | NTN-F 10% 01/01/2018 | 193,187,000 | 4,339.30 | 8,382,967,354 | 4,284.16 | 8,276,441,151 | 10 | 2018年 1月1日 | 12.73 |
| 4 | ブラジル | 国債証券 | LTN 01/01/2017 | 246,350,000 | 3,203.49 | 7,891,803,089 | 3,140.85 | 7,737,506,269 | - | 2017年 1月1日 | 11.90 |
| 5 | ブラジル | 国債証券 | LTN 01/01/2015 | 145,190,000 | 4,030.13 | 5,851,357,652 | 4,000.43 | 5,808,233,146 | - | 2015年 1月1日 | 8.93 |
| 6 | ブラジル | 国債証券 | NTN-F 10% 01/01/2015 | 116,500,000 | 4,561.77 | 5,314,463,797 | 4,550.28 | 5,301,078,006 | 10 | 2015年 1月1日 | 8.15 |
| 7 | ブラジル | 国債証券 | LTN 07/01/2016 | 47,000,000 | 3,445.95 | 1,619,598,061 | 3,423.80 | 1,609,190,020 | - | 2016年 7月1日 | 2.47 |

投資有価証券の種類別投資比率

| 種類 | 投資比率 (%) |
|------|----------|
| 国債証券 | 93.55 |
| 合計 | 93.55 |

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成26年4月末日および同日前1年以内における各月末ならびに特定期間末の純資産の推移は次のとおりです。

| 特定期間末または各月末 | 純資産総額（百万円） | | 1口当たり純資産額（円） | |
|----------------------|------------|---------|--------------|--------|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第1特定期間末（平成21年3月25日） | 1,789 | 1,805 | 0.9055 | 0.9135 |
| 第2特定期間末（平成21年9月25日） | 3,245 | 3,283 | 1.0238 | 1.0358 |
| 第3特定期間末（平成22年3月25日） | 63,482 | 64,291 | 0.9419 | 0.9539 |
| 第4特定期間末（平成22年9月27日） | 172,763 | 175,166 | 0.8627 | 0.8747 |
| 第5特定期間末（平成23年3月25日） | 210,188 | 213,323 | 0.8044 | 0.8164 |
| 第6特定期間末（平成23年9月26日） | 177,912 | 179,980 | 0.6882 | 0.6962 |
| 第7特定期間末（平成24年3月26日） | 156,483 | 158,152 | 0.7502 | 0.7582 |
| 第8特定期間末（平成24年9月25日） | 121,082 | 122,624 | 0.6283 | 0.6363 |
| 第9特定期間末（平成25年3月25日） | 110,920 | 111,654 | 0.7559 | 0.7609 |
| 第10特定期間末（平成25年9月25日） | 80,662 | 81,371 | 0.6828 | 0.6888 |
| 第11特定期間末（平成26年3月25日） | 65,987 | 66,601 | 0.6449 | 0.6509 |
| 平成25年 4月末日 | 106,425 | - | 0.7848 | - |
| 平成25年 5月末日 | 98,008 | - | 0.7623 | - |
| 平成25年 6月末日 | 86,002 | - | 0.6915 | - |
| 平成25年 7月末日 | 79,583 | - | 0.6627 | - |
| 平成25年 8月末日 | 74,692 | - | 0.6283 | - |
| 平成25年 9月末日 | 77,416 | - | 0.6579 | - |
| 平成25年10月末日 | 78,501 | - | 0.6803 | - |
| 平成25年11月末日 | 75,039 | - | 0.6581 | - |
| 平成25年12月末日 | 72,476 | - | 0.6686 | - |
| 平成26年 1月末日 | 67,062 | - | 0.6251 | - |
| 平成26年 2月末日 | 68,488 | - | 0.6517 | - |
| 平成26年 3月末日 | 68,062 | - | 0.6699 | - |
| 平成26年 4月末日 | 64,778 | - | 0.6755 | - |

【分配の推移】

| 特定期間 | 1口当たりの分配金(円) |
|--|--------------|
| 第1特定期間 自 平成20年9月30日 至 平成21年3月25日 | 0.0320 |
| 第2特定期間 自 平成21年3月26日 至 平成21年9月25日 | 0.0550 |
| 第3特定期間 自 平成21年9月26日 至 平成22年3月25日 | 0.0720 |
| 第4特定期間 自 平成22年3月26日 至 平成22年9月27日 | 0.0720 |
| 第5特定期間 自 平成22年9月28日 至 平成23年3月25日 | 0.0720 |

| | | | |
|---------|--------|--------------------------|--------|
| 第6特定期間 | 自 至 | 平成23年3月26日 平成23年9月26日 | 0.0640 |
| 第7特定期間 | 自 至 | 平成23年9月27日 平成24年3月26日 | 0.0480 |
| 第8特定期間 | 自 至 | 平成24年3月27日 平成24年9月25日 | 0.0480 |
| 第9特定期間 | 自 至 | 平成24年9月26日 平成25年3月25日 | 0.0330 |
| 第10特定期間 | 自 至 | 平成25年3月26日 平成25年9月25日 | 0.0360 |
| 第11特定期間 | 自 至 | 平成25年9月26日 平成26年3月25日 | 0.0360 |

【収益率の推移】

| 特定期間 | | 収益率（％） | |
|---------|--------|--------------------------|------|
| 第1特定期間 | 自 至 | 平成20年9月30日 平成21年3月25日 | 6.3 |
| 第2特定期間 | 自 至 | 平成21年3月26日 平成21年9月25日 | 19.1 |
| 第3特定期間 | 自 至 | 平成21年9月26日 平成22年3月25日 | 1.0 |
| 第4特定期間 | 自 至 | 平成22年3月26日 平成22年9月27日 | 0.8 |
| 第5特定期間 | 自 至 | 平成22年9月28日 平成23年3月25日 | 1.6 |
| 第6特定期間 | 自 至 | 平成23年3月26日 平成23年9月26日 | 6.5 |
| 第7特定期間 | 自 至 | 平成23年9月27日 平成24年3月26日 | 16.0 |
| 第8特定期間 | 自 至 | 平成24年3月27日 平成24年9月25日 | 9.9 |
| 第9特定期間 | 自 至 | 平成24年9月26日 平成25年3月25日 | 25.6 |
| 第10特定期間 | 自 至 | 平成25年3月26日 平成25年9月25日 | 4.9 |
| 第11特定期間 | 自 至 | 平成25年9月26日 平成26年3月25日 | 0.3 |

（注）「収益率」とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

（４）【設定及び解約の実績】

| 特定期間 | | 設定口数（口） | 解約口数（口） | |
|--------|--------|--------------------------|-----------------|----------------|
| 第1特定期間 | 自 至 | 平成20年9月30日 平成21年3月25日 | 2,189,681,234 | 213,523,268 |
| 第2特定期間 | 自 至 | 平成21年3月26日 平成21年9月25日 | 2,871,686,873 | 1,678,015,362 |
| 第3特定期間 | 自 至 | 平成21年9月26日 平成22年3月25日 | 65,032,942,218 | 806,227,048 |
| 第4特定期間 | 自 至 | 平成22年3月26日 平成22年9月27日 | 137,586,197,789 | 4,721,000,481 |
| 第5特定期間 | 自 至 | 平成22年9月28日 平成23年3月25日 | 83,664,744,097 | 22,636,604,309 |
| 第6特定期間 | 自 至 | 平成23年3月26日 平成23年9月26日 | 87,569,356,078 | 90,356,834,000 |

| | | | | |
|---------|--------|--------------------------|----------------|----------------|
| 第7特定期間 | 自 至 | 平成23年9月27日 平成24年3月26日 | 12,114,120,606 | 62,015,523,202 |
| 第8特定期間 | 自 至 | 平成24年3月27日 平成24年9月25日 | 16,453,738,932 | 32,328,555,365 |
| 第9特定期間 | 自 至 | 平成24年9月26日 平成25年3月25日 | 21,487,525,870 | 67,465,555,578 |
| 第10特定期間 | 自 至 | 平成25年3月26日 平成25年9月25日 | 8,919,257,064 | 37,524,590,598 |
| 第11特定期間 | 自 至 | 平成25年9月26日 平成26年3月25日 | 7,089,545,972 | 22,912,662,604 |

(注1) 本邦外において設定及び解約の実績はありません。

(注2) 第1特定期間の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

（参考情報）運用実績

（2014年4月末現在）基準価額：6,755円／純資産総額：647億円

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

① 基準価額・純資産総額の推移



注：基準価額（1万口当たり）は信託報酬控除後のものです。分配金再投資基準価額（1万口当たり）は税引前分配金を再投資したものです。

② 分配の推移

| 決算期 | 分配金 |
|----------------|--------|
| 第67期(2014年4月) | 60円 |
| 第66期(2014年3月) | 60円 |
| 第65期(2014年2月) | 60円 |
| 第64期(2014年1月) | 60円 |
| 第63期(2013年12月) | 60円 |
| 直近1年間累計 | 720円 |
| 設定来累計 | 5,740円 |

注：分配金は1万口当たりの税引前の金額です。

③ 主要な資産の状況

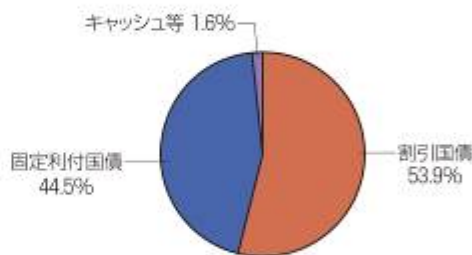
（マザーファンドのデータを表示しています。）

| 順位 | 銘柄名 | 債券種類 | 償還日 | 残存期間(年) | 最終利回り | 構成比率 |
|-----|----------------------|--------|----------|---------|-------|-------|
| 1 | LTN 01/01/2016 | 割引国債 | 2016/1/1 | 1.67 | 12.0% | 29.1% |
| 2 | NTN-F 10% 01/01/2017 | 固定利付国債 | 2017/1/1 | 2.67 | 12.3% | 22.9% |
| 3 | NTN-F 10% 01/01/2018 | 固定利付国債 | 2018/1/1 | 3.67 | 12.4% | 13.2% |
| 4 | LTN 01/01/2017 | 割引国債 | 2017/1/1 | 2.67 | 12.3% | 12.7% |
| 5 | LTN 01/01/2015 | 割引国債 | 2015/1/1 | 0.67 | 11.1% | 9.5% |
| 6 | NTN-F 10% 01/01/2015 | 固定利付国債 | 2015/1/1 | 0.67 | 10.9% | 8.4% |
| 7 | LTN 07/01/2016 | 割引国債 | 2016/7/1 | 2.17 | 12.3% | 2.6% |
| 銘柄数 | | | | | | 7 |

債券ポートフォリオの特性値

| | |
|-----------|-------|
| 平均残存期間 | 2.1年 |
| 平均デュレーション | 1.9年 |
| 平均最終利回り | 11.8% |

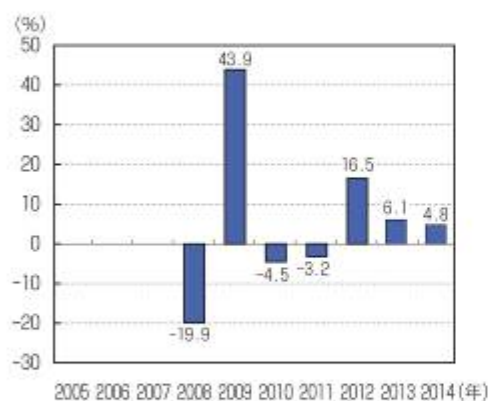
債券種類別構成比率



- 構成比率は未収利息等を考慮した比率です。
- 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

※当ファンドにおけるマザーファンドの組入比率は100.02%です。

④ 年間収益率の推移



- 当ファンドはベンチマークを設けていません。
- ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出しています。
- 2008年は、設定日(9月30日)から年末までの騰落率です。
- 2014年は、年初から4月末までの騰落率です。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

金融取引税の基準価額への影響等を月報で開示しております。月報は委託会社ホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）購入申込

購入申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時（「申込締切時間」といいます。）までに行われます。当該申込に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とし、申込締切時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。

（2）取扱いコース

お申込みには、分配金の受取方法により2つのコース*があります。

「一般コース」……………収益分配時に分配金を受け取るコース

「自動けいぞく投資コース」……………分配金が税引き後、無手数料で再投資されるコース

* 取扱いコースの有無は販売会社によって異なります。また、コースの名称は、販売会社によって異なる権利義務関係を規定する異なる名称を使用することがあります。

（3）購入単位

販売会社によって異なります。

なお、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する際の購入単位は、1口単位となります。

（4）購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する場合は、計算期間終了日の基準価額となります。

（5）購入時手数料

購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.24%（税抜3.00%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

（6）購入申込受付不可日

購入申込日がサンパウロ証券取引所の休場日、サンパウロ、ニューヨークの銀行休業日のいずれかに該当する場合には、購入申込の受付は行いません。

（7）その他留意事項

購入申込の受付中止・取消

信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情*があるときは、委託会社の判断により、購入申込の受付を中止することおよび既に受け付けた購入申込の受付を取り消すことができます。

* やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な低下ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

受益権の振替

購入申込者は、販売会社に購入申込と同時にまたはあらかじめ、当該購入申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

2【換金（解約）手続等】

（1）換金申込

受益者は、自己に帰属する受益権につき、購入申込を行った販売会社を通じて、委託会社に一部解約の実行の請求（換金申込）を行うことにより換金することができます。

換金申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時(「申込締切時間」といいます。)までに行われます。当該申込に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とし、申込締切時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(2) 換金単位

販売会社によって異なります。

(3) 換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、後記(4)記載の信託財産留保額を控除した価額とします。

(4) 換金手数料・信託財産留保額

換金手数料 ……ありません。

信託財産留保額…換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.30%の率を乗じて得た額

(5) 支払開始日

換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目以降に販売会社の本支店、営業所等において支払います。

(6) 換金申込受付不可日

換金申込日がサンパウロ証券取引所の休場日、サンパウロ、ニューヨークの銀行休業日のいずれかに該当する場合には、換金申込の受付は行いません。

(7) その他留意事項

換金申込の受付中止・取消

信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情*があるときは、委託会社の判断により、換金申込の受付を中止することおよび既に受け付けた換金申込の受付を取り消すことができます。

なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受け付けたものとして、前記「(3)換金価額」に準じて計算された価額とします。

* やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な低下ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

振替受益権の抹消

換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額の計算にあたり、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

<当ファンドの主たる投資対象の評価方法>

マザーファンドを通じて投資する外国債券の評価は、計算日に知りうる直近の時価(注)または一部償却原価法により評価します。

(注)日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)、価格情報会社の提供する価額などを含みます。

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。また、基準価額(1万口当たり)は翌日の日本経済新聞朝刊に「ブラボン毎月」の略称で掲載されます。

基準価額に関しては、販売会社または次の<照会先>へお問い合わせください。

<照会先>

H S B C 投信株式会社

ホームページ: www.assetmanagement.hsbc.com/jp

電話番号: 03-3548-5690(受付時間: 委託会社の営業日の午前9時~午後5時)

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成20年9月30日から平成35年9月25日までとします。

ただし、後記「(5)その他」の (a)、および (b)に該当した場合には、信託を終了することができます。また、信託期間満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認められるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

原則として、毎月26日から翌月25日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日(「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託契約の解約(繰上償還)

(a) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部解約により受益権口数が30億口を下回るこ
ととなった場合、この信託契約を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、ま
たはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信
託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しよう
とする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 委託会社は、(a)の事項について書面による決議(「書面決議」といいます。)を行います。こ
の場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定
め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面
をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(c) (b)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属
するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除いた者をいいます。)は、受益権の
口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決
権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなしま
す。

(d) (b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決
権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- (e) (b)から(d)の規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって (b)から(d)までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

- (a) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- なお、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記「信託約款の変更等」にしたがいます。
- (b) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 当該規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任による場合の信託終了

- (a) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「信託約款の変更等」にしたがい、新受託会社を選任します。
- (b) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- (a) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (b) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款の変更等

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款はこの信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- (b) 委託会社は、(a)の事項(信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (c) (b)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) (b)の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- (f) (b)から(e)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) (a)から(f)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(www.assetmanagement.hsbc.com/jp)に掲載します。

電子公告により公告できない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改に関する手続き等

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」(別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。)は、契約期間満了3ヶ月前までに、別段の意思表示のない限り、原則として1年毎に自動的に更新されるものとします。

また、委託会社と投資顧問会社との間で締結する「運用委託契約」(別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。)は、別段の意思表示のない限り、原則として解約するまで効力を有するものとします。

運用報告書

委託会社は、毎年3月および9月に到来する当ファンドの計算期間終了日および信託終了のときに運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通じて交付します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その購入口数に応じて、購入申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は以下のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

収益分配金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者として)に支払います。

償還金の支払いは、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日(原則として、償還日から起算して5営業日まで)から、販売会社の本支店、営業所等において行います。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求(換金申込)を、販売会社を通じて委託会社に請求することができます。換金代金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。

反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等(併合を含みます。)を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定します。

帳簿閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、第11特定期間（第61期から第66期まで（平成25年9月26日から平成26年3月25日まで））について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11特定期間（第61期から第66期まで（平成25年9月26日から平成26年3月25日まで））の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

H S B C ブラジル債券オープン（毎月決算型）

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第10特定期間末 （第60期計算期間末） 平成25年9月25日現在 | 第11特定期間末 （第66期計算期間末） 平成26年3月25日現在 |
|-----------------|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 親投資信託受益証券 | 81,479,367,973 | 66,689,551,125 |
| 未収入金 | 375,210,640 | 495,689,032 |
| 流動資産合計 | 81,854,578,613 | 67,185,240,157 |
| 資産合計 | 81,854,578,613 | 67,185,240,157 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 708,856,929 | 613,918,229 |
| 未払解約金 | 375,210,640 | 495,689,032 |
| 未払受託者報酬 | 3,356,806 | 2,708,561 |
| 未払委託者報酬 | 100,704,160 | 81,256,822 |
| その他未払費用 | 4,135,480 | 3,961,437 |
| 流動負債合計 | 1,192,264,015 | 1,197,534,081 |
| 負債合計 | 1,192,264,015 | 1,197,534,081 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 118,142,821,550 | 102,319,704,918 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 37,480,506,952 | 36,331,998,842 |
| （分配準備積立金） | 4,614,067,112 | 3,148,106,658 |
| 元本等合計 | 80,662,314,598 | 65,987,706,076 |
| 純資産合計 | 80,662,314,598 | 65,987,706,076 |
| 負債純資産合計 | 81,854,578,613 | 67,185,240,157 |

（ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

| | 第10特定期間 （ 第55期から第60期 ） 自 平成25年 3 月26日 至 平成25年 9 月25日 | 第11特定期間 （ 第61期から第66期 ） 自 平成25年 9 月26日 至 平成26年 3 月25日 |
|-------------------------|---|---|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 3,550,455,855 | 191,481,618 |
| 営業収益合計 | 3,550,455,855 | 191,481,618 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 24,223,488 | 18,886,797 |
| 委託者報酬 | 726,704,672 | 566,603,906 |
| その他費用 | 4,135,480 | 3,961,437 |
| 営業費用合計 | 755,063,640 | 589,452,140 |
| 営業損失（ ） | 4,305,519,495 | 397,970,522 |
| 経常損失（ ） | 4,305,519,495 | 397,970,522 |
| 当期純損失（ ） | 4,305,519,495 | 397,970,522 |
| 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | 4,348,121 | 51,631,279 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 35,827,707,439 | 37,480,506,952 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 9,794,879,141 | 7,857,656,182 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 9,794,879,141 | 7,857,656,182 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 2,654,196,874 | 2,434,834,672 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 2,654,196,874 | 2,434,834,672 |
| 分配金 | 4,492,310,406 | 3,927,974,157 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 37,480,506,952 | 36,331,998,842 |

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 期 別 | 第11特定期間 (第61期から第66期) (自平成25年9月26日 至平成26年3月25日) |
|------------------------|--|
| 項 目 | |
| 1. 有価証券の評価基準 及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |

（貸借対照表に関する注記）

| 第10特定期間末 (第60期計算期間末) (平成25年9月25日現在) | 第11特定期間末 (第66期計算期間末) (平成26年3月25日現在) |
|---|---|
| 1. 受益権の総数 118,142,821,550口 | 1. 受益権の総数 102,319,704,918口 |
| 2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号) 第55条の6第10号 に規定する額 37,480,506,952円 | 2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号) 第55条の6第10号 に規定する額 36,331,998,842円 |
| 3. 1口当たり純資産額 0.6828円 (1万口当たり純資産額 6,828円) | 3. 1口当たり純資産額 0.6449円 (1万口当たり純資産額 6,449円) |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 第10特定期間 (第55期から第60期) (自平成25年3月26日 至平成25年9月25日) | 第11特定期間 (第61期から第66期) (自平成25年9月26日 至平成26年3月25日) |
|--|--|
| 1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 115,349,202円 | 1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 89,936,863円 |
| 2. 分配金の計算過程 第55期（自平成25年3月26日 至平成25年4月25日）において、費用控除後の配当等収益額854,850,397円（1万口当たり62.69円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額3,880,843,173円（1万口当たり284.59円）、収益調整金額335,235,527円（1万口当たり24.58円）、分配準備積立金額1,822,697,514円（1万口当たり133.66円）から分配対象収益額は6,893,626,611円（1万口当たり505.52円）となりますが、委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して、上記収益の中から818,196,963円（1万口当たり60.00円）を分配することに決定いたしました。 | 2. 分配金の計算過程 第61期（自平成25年9月26日 至平成25年10月25日）において、費用控除後の配当等収益額517,826,772円（1万口当たり44.79円）、収益調整金額206,082,364円（1万口当たり17.82円）、分配準備積立金額4,475,820,916円（1万口当たり387.12円）から分配対象収益額は5,199,730,052円（1万口当たり449.73円）となりますが、委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して、上記収益の中から693,719,541円（1万口当たり60.00円）を分配することに決定いたしました。 |

第56期（自平成25年4月26日 至平成25年5月27日）において、費用控除後の配当等収益額703,547,576円（1万口当たり54.35円）、収益調整金額367,812,282円（1万口当たり28.41円）、分配準備積立金額5,419,939,038円（1万口当たり418.71円）から分配対象収益額は6,491,298,896円（1万口当たり501.48円）となりますが、委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して、上記収益の中から776,659,477円（1万口当たり60.00円）を分配することに決定いたしました。

第57期（自平成25年5月28日 至平成25年6月25日）において、費用控除後の配当等収益額557,561,189円（1万口当たり44.57円）、収益調整金額423,018,166円（1万口当たり33.81円）、分配準備積立金額5,117,834,851円（1万口当たり409.10円）から分配対象収益額は6,098,414,206円（1万口当たり487.48円）となりますが、委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して、上記収益の中から750,606,704円（1万口当たり60.00円）を分配することに決定いたしました。

第58期（自平成25年6月26日 至平成25年7月25日）において、費用控除後の配当等収益額638,336,240円（1万口当たり52.88円）、収益調整金額260,187,791円（1万口当たり21.55円）、分配準備積立金額4,911,660,785円（1万口当たり406.89円）から分配対象収益額は5,810,184,816円（1万口当たり481.33円）となりますが、委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して、上記収益の中から724,271,138円（1万口当たり60.00円）を分配することに決定いたしました。

第59期（自平成25年7月26日 至平成25年8月26日）において、費用控除後の配当等収益額559,733,454円（1万口当たり47.05円）、収益調整金額244,781,986円（1万口当たり20.58円）、分配準備積立金額4,781,530,687円（1万口当たり401.97円）から分配対象収益額は5,586,046,127円（1万口当たり469.60円）となりますが、委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して、上記収益の中から713,719,195円（1万口当たり60.00円）を分配することに決定いたしました。

第62期（自平成25年10月26日 至平成25年11月25日）において、費用控除後の配当等収益額534,155,932円（1万口当たり46.59円）、収益調整金額158,962,161円（1万口当たり13.86円）、分配準備積立金額4,320,794,209円（1万口当たり376.84円）から分配対象収益額は5,013,912,302円（1万口当たり437.29円）となりますが、委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して、上記収益の中から687,952,528円（1万口当たり60.00円）を分配することに決定いたしました。

第63期（自平成25年11月26日 至平成25年12月25日）において、費用控除後の配当等収益額490,401,763円（1万口当たり45.10円）、収益調整金額94,091,052円（1万口当たり8.65円）、分配準備積立金額4,025,924,808円（1万口当たり370.23円）から分配対象収益額は4,610,417,623円（1万口当たり423.98円）となりますが、委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して、上記収益の中から652,454,603円（1万口当たり60.00円）を分配することに決定いたしました。

第64期（自平成25年12月26日 至平成26年1月27日）において、費用控除後の配当等収益額482,855,934円（1万口当たり44.80円）、収益調整金額153,944,296円（1万口当たり14.28円）、分配準備積立金額3,779,254,267円（1万口当たり350.68円）から分配対象収益額は4,416,054,497円（1万口当たり409.77円）となりますが、委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して、上記収益の中から646,611,551円（1万口当たり60.00円）を分配することに決定いたしました。

第65期（自平成26年1月28日 至平成26年2月25日）において、費用控除後の配当等収益額545,737,909円（1万口当たり51.70円）、収益調整金額165,478,187円（1万口当たり15.68円）、分配準備積立金額3,532,043,170円（1万口当たり334.62円）から分配対象収益額は4,243,259,266円（1万口当たり402.00円）となりますが、委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して、上記収益の中から633,317,705円（1万口当たり60.00円）を分配することに決定いたしました。

| | |
|---|---|
| <p>第60期(自平成25年8月27日 至平成25年9月25日)において、費用控除後の配当等収益額632,695,610円(1万口当たり53.55円)、収益調整金額158,590,020円(1万口当たり13.42円)、分配準備積立金額4,690,228,431円(1万口当たり397.00円)から分配対象収益額は5,481,514,061円(1万口当たり463.97円)となりますが、委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して、上記収益の中から708,856,929円(1万口当たり60.00円)を分配することに決定いたしました。</p> | <p>第66期(自平成26年2月26日 至平成26年3月25日)において、費用控除後の配当等収益額445,505,598円(1万口当たり43.54円)、収益調整金額193,756,018円(1万口当たり18.94円)、分配準備積立金額3,316,519,289円(1万口当たり324.13円)から分配対象収益額は3,955,780,905円(1万口当たり386.61円)となりますが、委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して、上記収益の中から613,918,229円(1万口当たり60.00円)を分配することに決定いたしました。</p> |
|---|---|

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

| |
|---|
| <p>第11特定期間 (第61期から第66期) (自平成25年9月26日 至平成26年3月25日)</p> |
| <p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。</p> <p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、金銭債権及び金銭債務です。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4) 附属明細表」に記載しております。これらは、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 投資リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的開催されるリスク管理委員会(運用拠点により呼称が変わることがあります。)に報告され、審議されます。さらに、委託会社では投資モニタリングマネジャーが、投資ガイドラインに沿った運用を適正に行っているかを日々モニタリングしています。 チーフ・インベストメント・オフィサーは、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。 コンプライアンス・オフィサーは、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。 リスク管理担当部署は、リスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理状況はリスク管理部門の責任者やチーフ・インベストメント・オフィサー等に報告されます。なお、コンプライアンス部門の一連の業務とも完全に独立し、リスク管理を行っています。 投資モニタリングマネジャーは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス・オフィサーにも報告されます。</p> <p>4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> |

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第11特定期間
 （第61期から第66期）
 （自 平成25年9月26日
 至 平成26年3月25日）

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。

2. 時価の算定方法

(1) 親投資信託受益証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

(2) 金銭債権及び金銭債務

貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

第10特定期間（第55期から第60期（自 平成25年3月26日 至 平成25年9月25日））

売買目的有価証券

| 種 類 | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|-----------|------------------------|
| 親投資信託受益証券 | 6,281,702,053 |
| 合 計 | 6,281,702,053 |

第11特定期間（第61期から第66期（自 平成25年9月26日 至 平成26年3月25日））

売買目的有価証券

| 種 類 | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|-----------|------------------------|
| 親投資信託受益証券 | 390,032,909 |
| 合 計 | 390,032,909 |

（デリバティブ取引に関する注記）

第10特定期間末（第60期計算期間末（平成25年9月25日現在））

該当事項はございません。

第11特定期間末（第66期計算期間末（平成26年3月25日現在））

該当事項はございません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第10特定期間（第55期から第60期（自 平成25年3月26日 至 平成25年9月25日））

該当事項はございません。

第11特定期間（第61期から第66期（自 平成25年9月26日 至 平成26年3月25日））

該当事項はございません。

（重要な後発事象に関する注記）

第11特定期間（第61期から第66期（自 平成25年9月26日 至 平成26年3月25日））

該当事項はございません。

(その他の注記)

元本額の変動

| 第10特定期間末 (第60期計算期間末) (平成25年9月25日現在) | | 第11特定期間末 (第66期計算期間末) (平成26年3月25日現在) | |
|---|------------------|---|------------------|
| 期首元本額: | 146,748,155,084円 | 期首元本額: | 118,142,821,550円 |
| 期中追加設定元本額: | 8,919,257,064円 | 期中追加設定元本額: | 7,089,545,972円 |
| 期中一部解約元本額: | 37,524,590,598円 | 期中一部解約元本額: | 22,912,662,604円 |

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はございません。

株式以外の有価証券

| 種類 | 銘柄 | 口数 | 評価額(円) | 備考 |
|---------------|------------------------------|----------------|----------------|----|
| 親投資信託 受益証券 | H S B C ブラジル債券 マザーファンド | 47,014,135,443 | 66,689,551,125 | - |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はございません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

参考情報

「H S B C ブラジル債券オープン(毎月決算型)」は、「H S B C ブラジル債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの各特定期間末における同親投資信託の状況は次の通りです。

「H S B C ブラジル債券マザーファンド」の状況

以下の記載した情報は監査対象外です。

(1) 貸借対照表

| 科目 | 対象年月日 | (平成25年9月25日現在) | (平成26年3月25日現在) |
|---------|-------|----------------|----------------|
| | | 金額(円) | 金額(円) |
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 預金 | | 4,083,527 | 2,236,505 |
| コール・ローン | | 2,483,805,988 | 1,856,858,228 |
| 国債証券 | | 78,901,544,567 | 63,024,607,669 |
| 未収利息 | | 904,995,753 | 2,542,396,876 |

| | | |
|-------------|----------------|----------------|
| 流動資産合計 | 82,294,429,835 | 67,426,099,278 |
| 資産合計 | 82,294,429,835 | 67,426,099,278 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 376,386,285 | 495,689,032 |
| 流動負債合計 | 376,386,285 | 495,689,032 |
| 負債合計 | 376,386,285 | 495,689,032 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 58,068,206,289 | 47,184,115,371 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金（ ） | 23,849,837,261 | 19,746,294,875 |
| 元本等合計 | 81,918,043,550 | 66,930,410,246 |
| 純資産合計 | 81,918,043,550 | 66,930,410,246 |
| 負債純資産合計 | 82,294,429,835 | 67,426,099,278 |

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 対象年月日 項目 | (自 平成25年9月26日 至 平成26年3月25日) |
|----------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提示する価額に基づいて評価しております。</p> |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | <p>外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、開示対象ファンドの特定期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。</p> |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>(1) 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。</p> <p>(2) 資産・負債の状況は、平成26年3月25日現在であります。当該親投資信託の計算期間は原則として毎年9月19日から翌年9月18日までとなっております。</p> |

(貸借対照表に関する注記)

| | |
|------------------|------------------|
| (平成25年9月25日現在) | (平成26年3月25日現在) |
|------------------|------------------|

| | | | |
|--------------|-----------------|--------------|-----------------|
| 1. 受益権の総数 | 58,068,206,289口 | 1. 受益権の総数 | 47,184,115,371口 |
| 2. 1口当たり純資産額 | 1.4107円 | 2. 1口当たり純資産額 | 1.4185円 |
| (1万口当たり純資産額) | 14,107円) | (1万口当たり純資産額) | 14,185円) |

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

(自 平成25年9月26日
至 平成26年3月25日)

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。

2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、国債証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務です。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。これらは、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。

また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による価格変動リスクを有しております。なお、取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社は優良な金融機関とのみ取引を行っているため、限定的と考えられます。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

投資リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）に報告され、審議されます。さらに、委託会社では投資モニタリングマネジャーが、投資ガイドラインに沿った運用を適正に行っているかを日々モニタリングしています。

チーフ・インベストメント・オフィサーは、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。

コンプライアンス・オフィサーは、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。

リスク管理担当部署は、リスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理状況はリスク管理部門の責任者やチーフ・インベストメント・オフィサー等に報告されます。なお、コンプライアンス部門の一連の業務とも完全に独立し、リスク管理を行っています。

投資モニタリングマネジャーは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス・オフィサーにも報告されます。

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(自 平成25年9月26日
至 平成26年3月25日)

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。

2. 時価の算定方法

(1) 国債証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

(2) 金銭債権及び金銭債務

貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

（自 平成25年3月26日 至 平成25年9月25日）

売買目的有価証券

| 種 類 | 当期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|------|--------------------|
| 国債証券 | 883,884,669 |
| 合 計 | 883,884,669 |

（注）「当期間」とは当該親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間（平成25年9月19日から平成25年9月25日まで）を指しております。

（自 平成25年9月26日 至 平成26年3月25日）

売買目的有価証券

| 種 類 | 当期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|------|--------------------|
| 国債証券 | 895,908,801 |
| 合 計 | 895,908,801 |

（注）「当期間」とは当該親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間（平成25年9月19日から平成26年3月25日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

（平成25年9月25日現在）

該当事項はございません。

（平成26年3月25日現在）

該当事項はございません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成25年3月26日 至 平成25年9月25日）

該当事項はございません。

（自 平成25年9月26日 至 平成26年3月25日）

該当事項はございません。

（重要な後発事象に関する注記）

（自 平成25年9月26日 至 平成26年3月25日）

該当事項はございません。

（その他の注記）

本書における開示対象ファンドの各特定期間における元本額の変動

| （平成25年9月25日現在） | （平成26年3月25日現在） |
|----------------|----------------|
| | |

| | | | |
|-------------------------------|-----------------|-------------------------------|-----------------|
| 期首元本額： | 76,156,684,863円 | 期首元本額： | 58,068,206,289円 |
| 期中追加設定元本額： | 4,561,905,024円 | 期中追加設定元本額： | 3,364,427,217円 |
| 期中一部解約元本額： | 22,650,383,598円 | 期中一部解約元本額： | 14,248,518,135円 |
| 期末元本額： | 58,068,206,289円 | 期末元本額： | 47,184,115,371円 |
| 元本の内訳：* | | 元本の内訳：* | |
| H S B C ブラジル債券 オープン(1年決算型) | 310,094,732円 | H S B C ブラジル債券 オープン(1年決算型) | 169,979,928円 |
| H S B C ブラジル債券 オープン(毎月決算型) | 57,758,111,557円 | H S B C ブラジル債券 オープン(毎月決算型) | 47,014,135,443円 |

*当該親投資信託の受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本です。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はございません。

株式以外の有価証券

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|------|---------------|----------------------|------------------------------------|--------------------------------------|--------|
| 国債証券 | ブラジルリアル | LTN 01/01/2015 | 224,190,000.00 | 195,310,959.99 | |
| | | LTN 01/01/2016 | 539,600,000.00 | 417,767,312.42 | |
| | | LTN 01/01/2017 | 246,350,000.00 | 167,489,079.62 | |
| | | LTN 07/01/2016 | 47,000,000.00 | 34,931,149.83 | |
| | | NTN-F 10% 01/01/2015 | 116,500,000.00 | 115,409,499.53 | |
| | | NTN-F 10% 01/01/2017 | 330,797,000.00 | 312,003,887.53 | |
| | | NTN-F 10% 01/01/2018 | 205,187,000.00 | 189,465,558.10 | |
| | 小計 | 銘柄数： 7 | 1,709,624,000.00 | 1,432,377,447.02 (63,024,607,669) | 100.0% |
| | 組入時価比率： 94.2% | | | | |
| 合計 | | | 63,024,607,669 (63,024,607,669) | | |

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額です。
2. 小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書です。
3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率です。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はございません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

以下は平成26年4月末日現在の当ファンドの現況です。

【純資産額計算書】

| | |
|----------------|------------------|
| 資産総額 | 65,258,457,484 円 |
| 負債総額 | 480,418,511 円 |
| 純資産総額（ - ） | 64,778,038,973 円 |
| 発行済口数 | 95,896,389,882 口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 0.6755 円 |

（参考）H S B C ブラジル債券マザーファンド

| | |
|----------------|------------------|
| 資産総額 | 65,501,316,881 円 |
| 負債総額 | 464,497,889 円 |
| 純資産総額（ - ） | 65,036,818,992 円 |
| 発行済口数 | 43,329,635,291 口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.5010 円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合等その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記に規定する振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（4）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（6）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としてします。）に支払います。

（7）質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（本書提出日現在）

資本金 495百万円

発行可能株式総数 24,000株

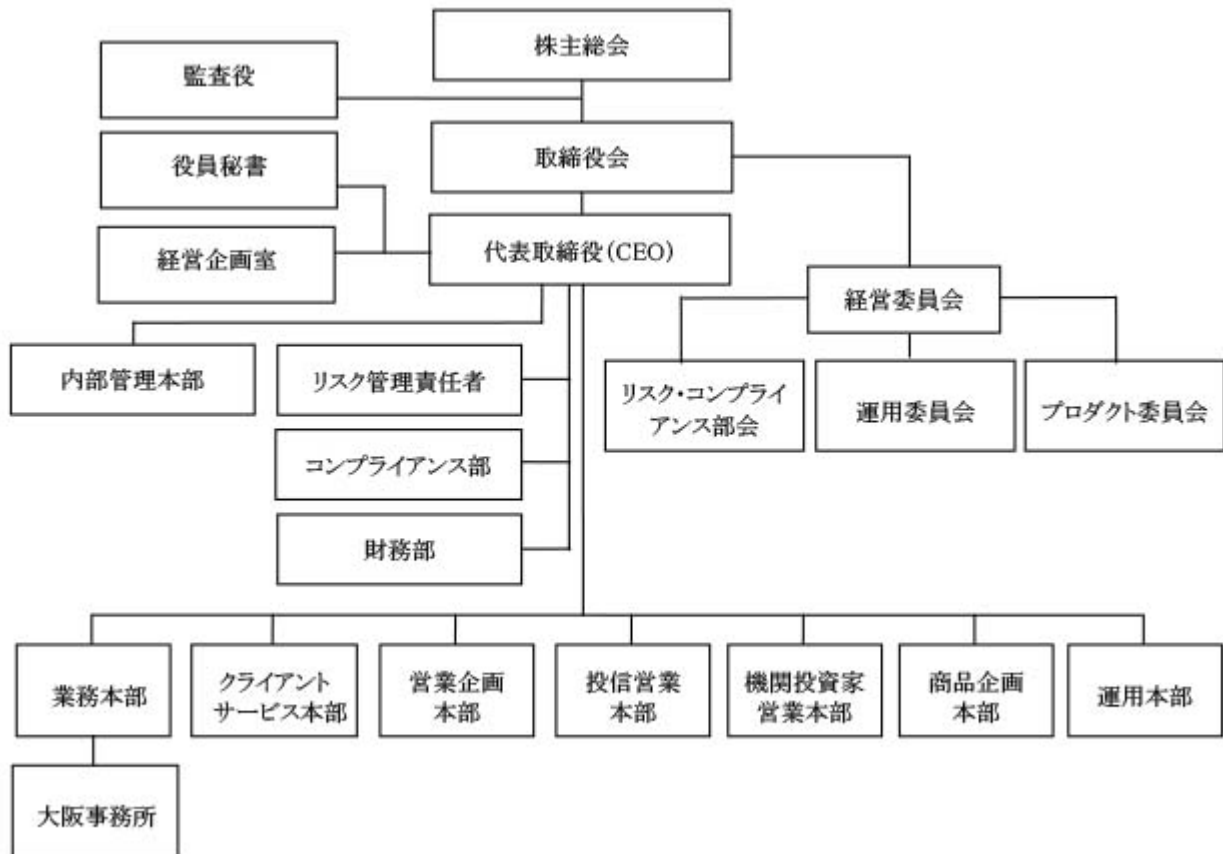
発行済株式総数 2,100株

直近5ヶ年における資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

組織図（本書提出日現在）



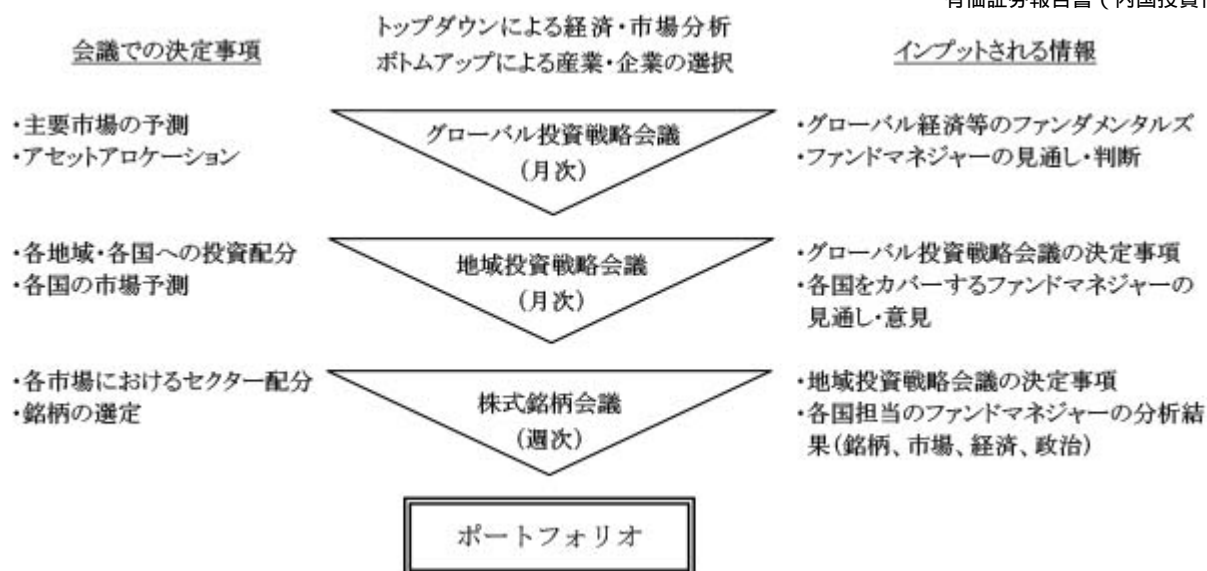
経営体制

当社業務執行の最高機関である取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の2分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役1名を選任します。

投資運用の意思決定機構



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者（登録番号：関東財務局長（金商）第308号）として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

平成26年4月末現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託は、ファンド数および純資産総額の合計から除いています。）

| 基本的性格 | ファンド数 | 純資産総額 |
|-----------|-------|------------|
| 追加型株式投資信託 | 45 | 811,242百万円 |
| 合 計 | 45 | 811,242百万円 |

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令 第52号）により作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。また、当中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）の中間財務諸表についても、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。
- (4) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

| | | (単位：千円) | |
|-----------------|------|-------------------------|-------------------------|
| | | 前事業年度 (平成24年3月31日) | 当事業年度 (平成25年3月31日) |
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 預金 | *4 | 6,595,906 | *4 1,194,239 |
| 前払費用 | | 7,317 | 8,634 |
| 未収入金 | | 27,008 | 20,034 |
| 未収委託者報酬 | | 1,933,315 | 2,133,937 |
| 未収運用受託報酬 | | - | 546 |
| 未収投資助言報酬 | | 14,826 | 9,496 |
| 未収収益 | | 10,090 | 31,189 |
| 未収消費税等 | | 50,169 | 21,701 |
| 繰延税金資産 | | 78,144 | 114,364 |
| 流動資産計 | | 8,716,778 | 3,534,144 |
| 固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | | | |
| 建物附属設備 | *1 | 19,510 | *1 11,758 |
| 器具備品 | | 4,415 | 2,678 |
| 有形固定資産計 | | 23,925 | 14,436 |
| 無形固定資産 | | | |
| 商標権 | | 891 | 791 |
| 無形固定資産計 | | 891 | 791 |
| 投資その他の資産 | | | |
| 敷金 | | 34,432 | 34,432 |
| 繰延税金資産 | | 12,109 | 14,210 |
| 投資その他の資産計 | | 46,542 | 48,643 |
| 固定資産計 | | 71,359 | 63,871 |
| 資産合計 | | 8,788,137 | 3,598,016 |
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 預り金 | | 164 | - |
| 未払金 | *4、5 | 1,201,471 | *4、5 1,269,895 |
| 未払費用 | | 521,412 | 519,794 |
| 未払法人税等 | *2 | 34,972 | *2 310,913 |
| 賞与引当金 | | 54,383 | 57,786 |
| 流動負債計 | | 1,812,404 | 2,158,390 |
| 固定負債 | | | |
| 役員退職慰労引当金 | | 28,449 | 32,335 |
| 固定負債計 | | 28,449 | 32,335 |
| 負債合計 | | 1,840,854 | 2,190,725 |

(単位：千円)

| | | 前事業年度 (平成24年3月31日) | 当事業年度 (平成25年3月31日) |
|--------------|--|-------------------------|-------------------------|
| 純資産の部 | | | |
| 株主資本 | | | |
| 資本金 | | 495,000 | 495,000 |
| 利益剰余金 | | | |
| 利益準備金 | | - | 123,750 |
| その他利益剰余金 | | | |

| | | |
|----------|-----------|-----------|
| 繰越利益剰余金 | 6,452,283 | 788,541 |
| 利益剰余金計 | 6,452,283 | 912,291 |
| 株主資本計 | 6,947,283 | 1,407,291 |
| 純資産合計 | 6,947,283 | 1,407,291 |
| 負債・純資産合計 | 8,788,137 | 3,598,016 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日) | | 当事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日) | |
|-------------|---------------------------------------|------------|---------------------------------------|-----------|
| 営業収益 | | | | |
| 委託者報酬 | | 10,597,411 | | 8,307,420 |
| 運用受託報酬 | | - | | 1,046 |
| 投資助言報酬 | | 72,649 | | 52,122 |
| その他営業収益 | | 21,642 | | 96,288 |
| 営業収益計 | | 10,691,703 | | 8,456,879 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払手数料 | *2 | 4,468,924 | *2 | 3,460,201 |
| 広告宣伝費 | | 26,401 | | 28,988 |
| 調査費 | | | | |
| 調査費 | | 24,259 | | 26,365 |
| 委託調査費 | | 1,972,758 | | 1,558,078 |
| 調査費計 | | 1,997,018 | | 1,584,444 |
| 委託計算費 | | 125,299 | | 117,744 |
| 営業雑費 | | | | |
| 通信費 | | 20,954 | | 20,602 |
| 印刷費 | | 135,410 | | 102,666 |
| 協会費 | | 7,922 | | 6,160 |
| 諸会費 | | 550 | | 550 |
| 営業雑費計 | | 164,837 | | 129,979 |
| 営業費用計 | | 6,782,481 | | 5,321,358 |
| 一般管理費 | | | | |
| 給料 *2 | | | | |
| 役員報酬 | *1 | 69,304 | *1 | 71,095 |
| 給料・手当 | *3 | 785,140 | *3 | 847,114 |
| 退職手当 | | 58,725 | | 76,388 |
| 賞与 | | 197,543 | | 212,891 |
| 賞与引当金繰入額 | | 54,383 | | 57,786 |
| 給料計 | | 1,165,097 | | 1,265,276 |
| 交際費 | | 3,899 | | 3,991 |
| 旅費交通費 | | 25,291 | | 27,299 |
| 租税公課 | | 14,707 | | 11,779 |
| 不動産賃借料 | | 57,303 | | 60,553 |
| 役員退職慰労引当金繰入 | | 3,776 | | 3,885 |
| 固定資産減価償却費 | | 11,150 | | 9,589 |
| 弁護士費用等 | | 62,159 | | 61,186 |
| 事務委託費 | *2 | 233,589 | *2 | 280,786 |
| 保険料 | | 7,487 | | 9,345 |
| 諸経費 | | 71,295 | | 74,577 |
| 一般管理費計 | | 1,655,759 | | 1,808,271 |
| 営業利益 | | 2,253,462 | | 1,327,249 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日) | 当事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日) |
|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 1 | 1 |
| 雑収入 | 180 | 891 |
| 営業外収益計 | 182 | 893 |
| 営業外費用 | | |
| 為替差損 | 2,317 | 1,581 |
| 雑損失 | 39 | 3 |
| 営業外費用計 | 2,357 | 1,584 |
| 経常利益 | 2,251,287 | 1,326,558 |
| 税引前当期純利益 | 2,251,287 | 1,326,558 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 843,525 | 576,870 |
| 法人税等調整額 | 103,246 | 38,320 |
| 当期純利益 | 1,304,515 | 788,008 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日) | 当事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日) |
|-----------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 当期首残高 | 495,000 | 495,000 |
| 当期末残高 | 495,000 | 495,000 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | | |
| 当期首残高 | - | - |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当に伴う準備金の積立 | - | 123,750 |
| 当期変動額合計 | - | 123,750 |
| 当期末残高 | - | 123,750 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 5,147,767 | 6,452,283 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | - | 6,328,000 |
| 剰余金の配当に伴う準備金の積立 | - | 123,750 |
| 当期純利益 | 1,304,515 | 788,008 |
| 当期変動額合計 | 1,304,515 | 5,663,741 |
| 当期末残高 | 6,452,283 | 788,541 |
| 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 5,642,767 | 6,947,283 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | - | 6,328,000 |
| 当期純利益 | 1,304,515 | 788,008 |
| 当期変動額合計 | 1,304,515 | 5,539,991 |
| 当期末残高 | 6,947,283 | 1,407,291 |

| | | |
|---------|-----------|-----------|
| 純資産合計 | | |
| 当期首残高 | 5,642,767 | 6,947,283 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | - | 6,328,000 |
| 当期純利益 | 1,304,515 | 788,008 |
| 当期変動額合計 | 1,304,515 | 5,539,991 |
| 当期末残高 | 6,947,283 | 1,407,291 |

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 5年

器具備品 3～5年

(2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

2 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を退職給付引当金として計上しております。但し、当事業年度には対象従業員が居ない為、引当計上はしていません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の在任中の貢献に報いるために、役員退職慰労金制度の内規に基づき当事業年度末における要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。

3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。

| | 前事業年度 (平成24年3月31日) | 当事業年度 (平成25年3月31日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 建物附属設備 | 21,638 千円 | 29,390 千円 |
| 器具備品 | 12,533 | 14,073 |

2 未払法人税等の内訳

| | 前事業年度 (平成24年3月31日) | 当事業年度 (平成25年3月31日) |
|--|-----------------------|-----------------------|
| | | |

| | | | | |
|---------|--------|----|---------|----|
| 法人税 | 21,466 | 千円 | 178,967 | 千円 |
| 復興特別法人税 | - | | 35,938 | |
| 事業税 | 5,788 | | 28,432 | |
| 地方法人特別税 | 3,009 | | 30,060 | |
| 住民税 | 4,708 | | 37,515 | |

3 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行の香港上海銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次の通りであります。

| | 前事業年度 (平成24年3月31日) | 当事業年度 (平成25年3月31日) |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 1,000,000 千円 | 1,000,000 千円 |
| 借入実行残高 | - | - |
| 差引額 | 1,000,000 | 1,000,000 |

4 関係会社に対する債権及び債務

各科目に含まれているものは、次の通りであります。

| | 前事業年度 (平成24年3月31日) | 当事業年度 (平成25年3月31日) |
|-----|-----------------------|-----------------------|
| 預金 | 6,540,154 千円 | 1,067,426 千円 |
| 未払金 | 26,824 | 25,119 |

5 当社が採用するグループ会社株式による報酬制度に係る費用については、当社負担相当額を権利確定期間に亘って費用処理しております。

(損益計算書関係)

1 役員報酬の限度額は次の通りであります。

| | 前事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日) | 当事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日) |
|--------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 取締役 年額 | 300,000 千円 | 300,000 千円 |
| 監査役 年額 | 50,000 | 50,000 |

2 関係会社に係る営業費用

各科目に含まれているものは、次の通りであります。

| | 前事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日) | 当事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日) |
|-------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 支払手数料 | 114,466 千円 | 35,730 千円 |
| 事務委託費 | 124,963 | 164,153 |
| 人件費等 | 51,301 | 21,048 |

3 給料・手当及び退職手当に含まれる、被出向者に係る退職給付費用相当額

| | 前事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日) | 当事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日) |
|-----------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 退職給付費用相当額 | 120,866 千円 | 110,010 千円 |

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式（株） | 2,100 | - | - | 2,100 |

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式（株） | 2,100 | - | - | 2,100 |

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 （百万円） | 1株当たり配当額 （円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成24年11月30日 取締役会 | 普通株式 | 6,328 | 3,013,333 | 平成24年3月31日 | 平成24年12月4日 |

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、内部管理規程に基づく安全性及びカウンターパーティー・リスクを重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、当社が運用を委託している信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。未収運用受託報酬は、運用受託先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて1年以内となっております。未収投資助言

報酬は、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて1年以内となっております。営業債務である未払金、未払費用は、1年以内の支払期日となっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(平成24年3月31日)

(単位:千円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------|--------------|-----------|----|
| (1) 預金 | 6,595,906 | 6,595,906 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 1,933,315 | 1,933,315 | - |
| (3) 未収投資助言報酬 | 14,826 | 14,826 | - |
| (4) 未収収益 | 10,090 | 10,090 | - |
| 資産計 | 8,554,138 | 8,554,138 | - |
| (1) 未払金 | 1,201,471 | 1,201,471 | - |
| (2) 未払費用 | 521,412 | 521,412 | - |
| 負債計 | 1,722,884 | 1,722,884 | - |

注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収投資助言報酬、(4) 未収収益

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 (1) 未払金、(2) 未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度(平成25年3月31日)

(単位:千円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------|--------------|-----------|----|
| (1) 預金 | 1,194,239 | 1,194,239 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 2,133,937 | 2,133,937 | - |
| (3) 未収運用受託報酬 | 546 | 546 | - |
| (4) 未収投資助言報酬 | 9,496 | 9,496 | - |
| (5) 未収収益 | 31,189 | 31,189 | - |
| 資産計 | 3,369,409 | 3,369,409 | - |
| (1) 未払金 | 1,269,895 | 1,269,895 | - |
| (2) 未払費用 | 519,794 | 519,794 | - |
| 負債計 | 1,789,689 | 1,789,689 | - |

注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬、(5) 未収収益

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 (1) 未払金、(2) 未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

(1) セグメント情報

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(2) 関連情報

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. サービスごとの情報

単一サービスによる営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦の所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(3) 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(4) 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(5) 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (平成24年3月31日) | | 当事業年度 (平成25年3月31日) | |
|-------------------------------|-----------------------|----|-----------------------|----|
| 繰延税金資産 | | | | |
| 減価償却の償却超過額 | 1,970 | 千円 | 2,686 | 千円 |
| 退職給付引当金及び役員退職慰労金損金算入 限度超過額 | 10,139 | | 11,523 | |
| 未払金否認 | 31,247 | | 27,570 | |
| 未払費用否認 | 24,266 | | 44,216 | |
| 賞与引当金否認 | 20,671 | | 21,964 | |
| 未払事業税等 | 3,343 | | 22,232 | |
| 前払費用 | 2,063 | | - | |
| 繰延税金資産小計 | 93,702 | | 130,195 | |
| 評価性引当額 | 3,448 | | 1,620 | |
| 繰延税金資産の合計 | 90,254 | | 128,575 | |

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前事業年度 (平成24年3月31日) | | 当事業年度 (平成25年3月31日) | |
|----------------------|-----------------------|---|-----------------------|---|
| 法定実効税率 (調整) | 40.7 | % | 38.0 | % |
| 評価性引当額 | 0.1 | | 0.1 | |
| 住民税均等割 | 0 | | 0 | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.2 | | 2.6 | |
| 事業税段階税率端数調整 | 0.0 | | 0.0 | |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 0.3 | | 0 | |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 42.1 | | 40.5 | |

（関連当事者との取引）

1 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は 出資金 | 事業の 内容又は 職業 | 議決権行 使等の被 所有者割 合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|---|-----|------------------|-------------------|---------------------------|-------------------------------------|----------|--------------|-----|--------------|
| 親会社 | The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *4 | 香港 | 32,140百万 香港ドル | 銀行業 | 間接 100% | 資金の預金・ 販売委託契約 ・事務委託、 役員の兼任 | *1 資金の預入 | | 預金 | 6,540,154 |
| | | | | | | | *2 支払手数料 | 114,466 | 未払金 | 26,824 |
| | | | | | | | *3 事務委託 | 124,963 | | |
| | | | | | | | 人件費等 | 51,301 | | |

日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行なっておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針

- *1 当該預金は定期預金1,005,246千円を含んでおり、預け入れ更新日の利率表に基づき、利息を授受しております。残額については、全額当座預金であり、無利息となっております。
- *2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- *4 当該預金並びに当該会社との取引内容につきましては、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedの東京支店に対するものです。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権行使等の被所有者割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|-----|---|-----|--------------|-----------|---------------|-------------------------|----------|----------|-----|-----------|
| 親会社 | The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *4 | 香港 | 58,968百万香港ドル | 銀行業 | 間接100% | 資金の預金・販売委託契約・事務委託、役員の兼任 | *1 資金の預入 | | 預金 | 1,067,426 |
| | | | | | | | *2 支払手数料 | 35,730 | | |
| | | | | | | | *3 事務委託 | 164,153 | 未払金 | 25,119 |
| | | | | | | | 人件費等 | 21,048 | | |

日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行なっておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針

- *1 全額当座預金であり、無利息となっております。
- *2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- *4 当該預金並びに当該会社との取引内容につきましては、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedの東京支店に対するものです。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等 前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権行使等の被所有者割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|-------------|--|------------|--------------|-----------|---------------|-------------|-------------|----------|------|----------|
| 同一の親会社を持つ会社 | HSBC Global Asset Management Ltd | 英国 ロンドン | 146,275千ポンド | 投資運用業 | なし | 事務委託等 | 事務委託 | 63,509 | 未払費用 | 15,722 |
| 同一の親会社を持つ会社 | HSBC Global Asset Management (HK) Ltd | 香港 | 240,000千香港ドル | 投資運用業 | なし | 事務委託・投資運用契約 | 事務委託 | 23,137 | 未払費用 | 151,702 |
| | | | | | | | *1 支払投資運用報酬 | 715,410 | | |
| 同一の親会社を持つ会社 | Sinopia Asset Management SA | フランス パリ | *4 | 投資運用業 | なし | 投資運用契約 | マネジメントフィー | 117 | 未収収益 | - |
| | | | | | | | *1 支払投資運用報酬 | 15,629 | 未払費用 | - |
| 同一の親会社を持つ会社 | HSBC Global Asset Management (FRANCE) *4 | フランス パリ | 7,882千ユーロ | 投資運用業 | なし | 投資運用契約 | マネジメントフィー | 203 | 未収収益 | - |
| | | | | | | | *1 支払投資運用報酬 | 35,566 | 未払費用 | 20,553 |

| | | | | | | | | | | |
|-------------|---|------------------|--------------------|-----------|----|-----------------------|-----------------|-----------|------|---------|
| 同一の親会社を持つ会社 | HSBC Bank Brasil SA | ブラジル | 4,824百万 ブラジルレアル | 銀行業 | なし | 投資運用 契約 | *1 支払投資 運用報酬 | 1,128,948 | 未払費用 | 287,889 |
| 同一の親会社を持つ会社 | HSBC Global Asset Management (UK) Ltd | 英国 ロンドン | 35,620千 ポンド | 投資 運用業 | なし | 投資運用 契約 | *1 支払投資 運用報酬 | 77,203 | 未払費用 | 3,435 |
| 同一の親会社を持つ会社 | HSBC Services Japan Limited *5 | バハマ | 5千米ドル | サービ ス業 | なし | 事務委託 | *3 事務委託 | 3,730 | 未払金 | 371,139 |
| | | | | | | | 人件費・事務所賃借料等 | 1,144,746 | | |
| 同一の親会社を持つ会社 | HSBC Securities (Japan) Limited *6 | 英国 ロンドン | 102百万 ポンド | 証券業 | なし | 販売委託契約・事務委託、 役員の兼任 | *2 支払手数料 | 7,352 | 未払金 | 1,948 |
| | | | | | | | *3 事務委託 | 15,430 | | |
| | | | | | | | 人件費等 | 12,247 | | |
| 同一の親会社を持つ会社 | HSBC Global Asset Management (USA) Inc. | 米国 ニューヨ ーク | 1,100米ドル | 投資 運用業 | なし | 投資運用 契約 | *1 その他営業収益 | 21,642 | 未収収益 | 10,090 |

取引条件及び取引条件の決定方針

- *1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- *4 Sinopia Asset Management SAは、HSBCグループのブランディング（商標）の統一を目的として、HSBC Global Asset Management (FRANCE)に、平成23年7月1日付けで統合されました。なお、Sinopia Asset Management SAは、統合されたため、期末時点での資本金又は出資金はございません。
- *5 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Services Japan Limitedの東京支店に対するものです。
- *6 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Securities (Japan) Limited の東京支店に対するものです。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は 出資金 | 事業の 内容又は 職業 | 議決権行 使等の被 所有者割 合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-------------|---------------------------------------|------------|--------------------|-------------------|---------------------------|-------------------------------|-----------------|--------------|------|--------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | HSBC Global Asset Management Ltd | 英国 ロンドン | 146,275千 ポンド | 投資 運用業 | なし | 事務委託等 | 事務委託 | 67,304 | 未払費用 | 18,208 |
| 同一の親会社を持つ会社 | HSBC Global Asset Management (HK) Ltd | 香港 | 240,000千 香港ドル | 投資 運用業 | なし | 事務委託・ 投資運用 契約・ 役員の兼任 | 事務委託 | 28,209 | 未払費用 | 140,268 |
| | | | | | | | *1 支払投資 運用報酬 | 702,443 | | |
| 同一の親会社を持つ会社 | HSBC Global Asset Management (FRANCE) | フランス パリ | 8,050千 ユーロ | 投資 運用業 | なし | 投資運用 契約 | マネジメントフィー | 125 | 未収収益 | - |
| | | | | | | | *1 支払投資 運用報酬 | 39,464 | 未払費用 | 4,559 |
| 同一の親会社を持つ会社 | HSBC Bank Brasil SA | ブラジル | 4,824百万 ブラジルレアル | 銀行業 | なし | 投資運用 契約 | *1 支払投資 運用報酬 | 804,701 | 未払費用 | 262,410 |

| | | | | | | | | | | |
|-------------|---|------------------|----------------|-----------|----|---------------------------|-----------------|-----------|------|---------|
| 同一の親会社を持つ会社 | HSBC Global Asset Management (UK) Ltd | 英国 ロンドン | 35,620千 ポンド | 投資 運用業 | なし | 投資運用 契約 | *1 支払投資 運用報酬 | 60,273 | 未払費用 | 3,207 |
| 同一の親会社を持つ会社 | HSBC Services Japan Limited *4 | パハマ | 5千米ドル | サービ ス業 | なし | 事務委託 | *3 事務委託 | 4,921 | 未払金 | 289,803 |
| | | | | | | | 人件費・事務所賃 借料等 | 1,141,370 | | |
| 同一の親会社を持つ会社 | HSBC Securities (Japan) Limited *5 | 英国 ロンドン | 102百万 ポンド | 証券業 | なし | 販売委託契約 ・事務委託、 役員の兼任 | *2 支払手数料 | 2,296 | 未払金 | 1,012 |
| | | | | | | | *3 事務委託 | 15,446 | | |
| | | | | | | | 人件費等 | 1,165 | | |
| 同一の親会社を持つ会社 | HSBC Global Asset Management (USA) Inc. | 米国 ニューヨ ーク | 1,002米ドル | 投資 運用業 | なし | 投資運用 契約 | *1 その他営業収益 | 12,569 | 未収収益 | 9,825 |

取引条件及び取引条件の決定方針

- *1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- *4 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Services Japan Limitedの東京支店に対するものです。
- *5 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Securities (Japan) Limited の東京支店に対するものです。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited (非上場)

(1株当たり情報)

| | 前事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日) | 当事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日) |
|---|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 3,308,230.02円 | 670,138.73円 |
| 1株当たり当期純利益 | 621,197.66円 | 375,242.04円 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | | |

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りです。

| | 前事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日) | 当事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日) |
|------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 当期純利益(千円) | 1,304,515 | 788,008 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益(千円) | 1,304,515 | 788,008 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 2,100 | 2,100 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

< 中間財務諸表 >

(1) 中間貸借対照表

(単位 : 千円)

| | | 当中間会計期間末 (平成25年9月30日) |
|-----------------|----|--------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | | 1,653,155 |
| 前払費用 | | 7,158 |
| 未収入金 | | 22,842 |
| 未収委託者報酬 | | 1,693,387 |
| 未収運用受託報酬 | | 818 |
| 未収収益 | | 41,197 |
| 繰延税金資産 | | 135,978 |
| 流動資産計 | | 3,554,537 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| | *1 | |
| 建物附属設備 | | 7,882 |
| 器具備品 | | 1,871 |
| 有形固定資産計 | | 9,753 |
| 無形固定資産 | | |
| 商標権 | | 741 |
| 無形固定資産計 | | 741 |
| 投資その他の資産 | | |
| 敷金 | | 34,432 |
| 繰延税金資産 | | 15,447 |
| 投資その他の資産計 | | 49,880 |
| 固定資産計 | | 60,375 |
| 資産合計 | | 3,614,913 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | | 124 |
| 未払金 | *4 | 729,460 |
| 未払費用 | | 502,061 |
| 未払消費税等 | *2 | 23,559 |
| 未払法人税等 | | 299,744 |
| 賞与引当金 | | 174,192 |
| 流動負債計 | | 1,729,142 |
| 固定負債 | | |
| 役員退職慰労引当金 | | 34,277 |
| 固定負債計 | | 34,277 |
| 負債合計 | | 1,763,420 |

(単位 : 千円)

当中間会計期間末
(平成25年9月30日)

純資産の部

| | |
|----------|-----------|
| 株主資本 | |
| 資本金 | 495,000 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | 123,750 |
| その他利益剰余金 | |
| 繰越利益剰余金 | 1,232,742 |
| 利益剰余金合計 | 1,356,492 |
| 株主資本合計 | 1,851,492 |
| 純資産合計 | 1,851,492 |
| 負債・純資産合計 | 3,614,913 |

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

| | 当中間会計期間 | |
|-------------|----------------|-----------|
| | (自 平成25年4月 1日 | |
| | 至 平成25年9月30日) | |
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | | 3,863,701 |
| 運用受託報酬 | | 886 |
| 投資助言報酬 | | 660 |
| その他収益 | | 165,620 |
| 営業収益計 | | 4,030,868 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | | 1,616,629 |
| 広告宣伝費 | | 8,832 |
| 調査費 | | |
| 調査費 | | 14,836 |
| 委託調査費 | | 698,589 |
| 調査費計 | | 713,426 |
| 委託計算費 | | 62,613 |
| 営業雑費 | | |
| 通信費 | | 7,935 |
| 印刷費 | | 44,060 |
| 協会費 | | 2,564 |
| 諸会費 | | 400 |
| 営業雑費計 | | 54,961 |
| 営業費用計 | | 2,456,463 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | | |
| 役員報酬 | | 30,542 |
| 給料・手当 | *1 | 400,249 |
| 賞与 | | 33,792 |
| 賞与引当金繰入額 | | 116,406 |
| 給料計 | | 580,991 |
| 交際費 | | 1,419 |
| 旅費交通費 | | 11,638 |
| 租税公課 | | 6,063 |
| 不動産賃借料 | | 30,377 |
| 役員退職慰労引当金繰入 | | 1,942 |
| 固定資産減価償却費 | *2 | 4,732 |

| | |
|--------|---------|
| 弁護士費用等 | 15,900 |
| 事務委託費 | 151,263 |
| 保険料 | 4,854 |
| 諸経費 | 42,341 |
| 一般管理費計 | 851,525 |
| 営業利益 | 722,879 |

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 平成25年4月 1日
至 平成25年9月30日)

| | |
|--------------|---------|
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 0 |
| その他 | 339 |
| 営業外収益計 | 340 |
| 営業外費用 | |
| 為替差損 | 7,662 |
| 営業外費用計 | 7,662 |
| 経常利益 | 715,557 |
| 特別利益 | |
| 固定資産売却益 | 46 |
| 特別利益計 | 46 |
| 税引前中間純利益 | 715,603 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 294,253 |
| 法人税等調整額 | 22,851 |
| 中間純利益 | 444,201 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 平成25年4月 1日
至 平成25年9月30日)

| | |
|-----------|-----------|
| 株主資本 | |
| 資本金 | |
| 当期首残高 | 495,000 |
| 当中間期末残高 | 495,000 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | |
| 当期首残高 | 123,750 |
| 当中間期末残高 | 123,750 |
| その他利益剰余金 | |
| 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 788,541 |
| 当中間期変動額 | |
| 中間純利益 | 444,201 |
| 当中間期変動額合計 | 444,201 |
| 当中間期末残高 | 1,232,742 |
| 利益剰余金合計 | |

| | |
|-----------|-----------|
| 当期首残高 | 912,291 |
| 当中間期変動額 | |
| 中間純利益 | 444,201 |
| 当中間期変動額合計 | 444,201 |
| 当中間期末残高 | 1,356,492 |
| 株主資本合計 | |
| 当期首残高 | 1,407,291 |
| 当中間期変動額 | |
| 中間純利益 | 444,201 |
| 当中間期変動額合計 | 444,201 |
| 当中間期末残高 | 1,851,492 |
| 純資産合計 | |
| 当期首残高 | 1,407,291 |
| 当中間期変動額 | |
| 中間純利益 | 444,201 |
| 当中間期変動額合計 | 444,201 |
| 当中間期末残高 | 1,851,492 |

重要な会計方針

| 項目 | 当中間会計期間 |
|-------------------------|--|
| | [自]平成25年 4月 1日 [至]平成25年 9月30日 |
| 1 固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 5年 器具備品 3～5年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお主な耐用年数は以下の通りであります。 商標権 10年 |
| 2 引当金の計上基準 | (1) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員退職慰労引当金 役員の在任中の貢献に報いるために、役員退職慰労金制度の内規に基づき当中間会計期間末における要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。 |
| 3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |
| 4 その他中間財務諸表作成のための重要な事項 | 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。 |

注記事項

(中間貸借対照表関係)

| |
|------------------------------|
| 当中間会計期間末（平成25年9月30日現在） |
| 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。 |

| | |
|--------|----------|
| 建物附属設備 | 33,266千円 |
| 器具備品 | 9,576千円 |

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

3 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行である香港上海銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当中間会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は以下の通りであります。

| | |
|-----------------------|-------------|
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 1,000,000千円 |
| 借入実行残高 | - 千円 |
| 差引借入未実行残高 | 1,000,000千円 |

4 当社が採用するグループ会社株式による報酬制度に係る費用については、当社負担相当額を権利確定期間に亘って費用処理しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間
[自]平成25年 4月 1日
[至]平成25年 9月30日

1 給料・手当には、被出向者に係る退職給付費用相当額33,259千円が含まれております。

2 減価償却費は以下の通りであります。

| | |
|--------|---------|
| 有形固定資産 | 4,682千円 |
| 無形固定資産 | 50千円 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間
[自]平成25年 4月 1日
[至]平成25年 9月30日

1 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度 期首 | 増 加 | 減 少 | 当中間会計 期間末 |
|---------|-------------|-----|-----|--------------|
| 普通株式（株） | 2,100 | - | - | 2,100 |

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

| | 中間貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------|----------------|-----------|----|
| （1）預金 | 1,653,155 | 1,653,155 | - |
| （2）未収委託者報酬 | 1,693,387 | 1,693,387 | - |
| （3）未収運用受託報酬 | 818 | 818 | - |
| （4）未収収益 | 41,197 | 41,197 | - |
| 資産計 | 3,388,558 | 3,388,558 | - |
| （1）未払金 | 729,460 | 729,460 | - |
| （2）未払費用 | 502,061 | 502,061 | - |
| 負債計 | 1,231,522 | 1,231,522 | - |

注）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 （1）預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬、
（4）未収収益

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 （1）未払金、（2）未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

重要性がないため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

（１）セグメント情報

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（２）関連情報

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

１．サービスごとの情報

単一サービスによる営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（３）報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

（４）報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

（５）報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

（一株当たり情報）

| | 当中間会計期間 [自]平成25年4月 1日 [至]平成25年9月30日 |
|--------------|---|
| 1株当たり純資産額 | 881,663.25円 |
| 1株当たり中間純利益金額 | 211,524.53円 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

| | 当中間会計期間 [自]平成25年4月 1日 [至]平成25年9月30日 |
|------------------|---|
| 中間純利益（千円） | 444,201 |
| 普通株式に係る中間純利益（千円） | 444,201 |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | - |
| 普通株式の期中平均株式数（株） | 2,100 |

(重要な後発事象)

平成25年10月4日開催の取締役会において、剰余金の配当について決議し、平成25年10月28日に配当を実施しました。

なお、剰余金の配当に関する事項の概要は以下のとおりであります。

- ・ 決議日 平成25年10月4日
- ・ 配当額 総額788,000千円（1株につき375,238円）
- ・ 配当原資 利益剰余金
- ・ 基準日 平成25年3月31日
- ・ 効力発生日 平成25年10月15日

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の実行の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称：三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額：324,279百万円（平成25年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(参考)再信託受託会社

名 称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（平成25年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

| 名称 | 資本金の額 | 事業の内容 |
|--------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 今村証券株式会社 | 500百万円 （平成25年3月末現在） | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 岩井コスモ証券株式会社 | 13,500百万円 （平成25年3月末現在） | |
| H S B C 証券会社東京支店 | 12,810百万円（注1） （平成25年3月末現在） | |
| エース証券株式会社 | 8,831百万円 （平成25年3月末現在） | |
| S M B C 日興証券株式会社 | 10,000百万円 （平成25年3月末現在） | |
| S M B C フレンド証券株式会社 | 27,270百万円 （平成25年3月末現在） | |
| 株式会社 S B I 証券 | 47,937百万円 （平成25年3月末現在） | |
| 岡三証券株式会社 | 5,000百万円 （平成25年3月末現在） | |
| 岡三オンライン証券株式会社 | 8,000百万円 （平成25年3月末現在） | |
| 岡三にいがた証券株式会社 | 852百万円 （平成26年4月2日現在） | |
| 岡安証券株式会社 | 650百万円 （平成25年3月末現在） | |
| 香川証券株式会社 | 555百万円 （平成25年3月末現在） | |
| キャピタル・パートナーズ証券株式会社 | 2,950百万円 （平成25年3月末現在） | |
| クレディ・スイス証券株式会社 | 78,100百万円 （平成25年3月末現在） | |
| 篠山証券株式会社 | 100百万円 （平成25年3月末現在） | |
| 静岡東海証券株式会社 | 600百万円 （平成25年3月末現在） | |
| 株式会社証券ジャパン | 3,000百万円 （平成25年3月末現在） | |

| | |
|----------------|----------------------------|
| 頭川証券株式会社 | 175百万円 (平成25年3月末現在) |
| 高木証券株式会社 | 11,069百万円 (平成25年3月末現在) |
| 立花証券株式会社 | 6,695百万円 (平成25年3月末現在) |
| 東武証券株式会社 | 420百万円 (平成25年3月末現在) |
| 日産センチュリー証券株式会社 | 1,500百万円 (平成25年3月末現在) |
| 野村證券株式会社 | 10,000百万円 (平成25年3月末現在) |
| 八十二証券株式会社 | 800百万円 (平成25年3月末現在) |
| 播陽証券株式会社 | 112百万円 (平成25年3月末現在) |
| ひろぎんウツミ屋証券株式会社 | 6,100百万円 (平成25年3月末現在) |
| フィデリティ証券株式会社 | 5,957百万円 (平成25年2月27日現在) |
| マネックス証券株式会社 | 7,425百万円 (平成25年3月末現在) |
| 三津井証券株式会社 | 558百万円 (平成25年3月末現在) |
| むさし証券株式会社 | 5,000百万円 (平成25年3月末現在) |
| 明和證券株式会社 | 511百万円 (平成25年3月末現在) |
| 山形證券株式会社 | 100百万円 (平成25年3月末現在) |
| 楽天証券株式会社 | 7,495百万円 (平成25年3月末現在) |
| リテラ・クリア証券株式会社 | 3,794百万円 (平成25年3月末現在) |
| 株式会社イオン銀行 | 51,250百万円 (平成25年3月末現在) |
| 株式会社大垣共立銀行 | 36,166百万円 (平成25年3月末現在) |
| 株式会社西京銀行 | 12,690百万円 (平成25年3月末現在) |
| 株式会社ジャパンネット銀行 | 37,250百万円 (平成25年3月末現在) |
| 株式会社仙台銀行 | 22,485百万円 (平成25年3月末現在) |
| ソニー銀行株式会社 | 31,000百万円 (平成25年3月末現在) |
| 株式会社但馬銀行 | 5,481百万円 (平成25年3月末現在) |
| 株式会社鳥取銀行 | 9,061百万円 (平成25年3月末現在) |

銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

| | | |
|---------------------------------------|---|--------------------------|
| 株式会社広島銀行 | 54,573百万円 (平成25年3月末現在) | |
| 株式会社みずほ銀行 | 1,404,065百万円 (平成25年7月1日現在) | |
| 株式会社山形銀行 | 12,008百万円 (平成25年3月末現在) | |
| ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド | 589億6,870万7,252香港ドル 82億8,850万米ドル（注2） (平成25年3月末現在) | |
| 京都信用金庫 | 13,015百万円（注3） (平成25年3月末現在) | 信用金庫法に基づき信用金庫の事業を営んでいます。 |

（注1）H S B C 証券会社東京支店の資本金の額は、持込資本金額です。

（注2）ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッドの資本金の額は、自己資本の額です。

（注3）京都信用金庫の資本金の額は、出資金の額を記載しています。

（3）投資顧問会社（運用委託先）

名称：H S B C バンク ブラジル エス エイ- Banco Múltiplo

資本金の額：6,058百万レアル（平成25年3月末現在）

事業の内容：ブラジルにおいて主として銀行業務、資産運用業務を行っています。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

当ファンドの信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

（2）販売会社

当ファンドの募集・販売業務、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金、換金代金および償還金の支払い等に関する事務等を行います。

（3）投資顧問会社（運用委託先）

委託会社よりマザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受けて、投資判断・発注を行います。

3【資本関係】

委託会社と販売会社であるザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド、H S B C 証券会社東京支店および投資顧問会社であるH S B C バンク ブラジル エス エイ- Banco Múltiploは、H S B C ホールディングス plc（英国）の実質的な子会社です。

第3【参考情報】

当特定期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は、以下のとおり提出されております。

| 書類名 | 提出年月日 |
|---------|-------------|
| 有価証券報告書 | 平成25年12月20日 |
| 有価証券届出書 | 平成25年12月20日 |
| 臨時報告書 | 平成25年10月 2日 |
| | 平成25年12月27日 |

独立監査人の監査報告書

平成25年6月14日

HSBC投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通 教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているHSBC投信株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、HSBC投信株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成26年5月28日

H S B C 投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通 教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「H S B C ブラジル債券オープン（毎月決算型）」の平成25年9月26日から平成26年3月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「H S B C ブラジル債券オープン（毎月決算型）」の平成26年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

H S B C 投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月6日

HSBC投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安藤 通教

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているHSBC投信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、HSBC投信株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年10月28日に剰余金の配当を実施している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。